

2022

DISCLOSURE

JAえひめ未来の現況

えひめ未来農業協同組合

目 次

ごあいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	1
4. 事業の概況（3年度）	1
5. 農業振興活動	6
6. 地域貢献活動	7
7. リスク管理の状況	9
8. 自己資本の状況	19
9. 主な事業の内容	20

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	36
2. 損益計算書	38
3. 注記表	40
4. 剰余金処分計算書	66
5. 部門別損益計算書	67
6. 会計監査人の監査	67

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	68
2. 利益総括表	68
3. 資金運用収支の内訳	69
4. 受取・支払利息の増減額	69

III 事業の概況

1. 信用事業	70
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	

⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	77
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業取扱実績	79
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 会館利用事業取扱実績	
(5) 加工事業取扱実績	
4. 生活その他事業取扱実績	80
(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績	
(2) 介護事業取扱実績	
(3) その他事業取扱実績	
5. 指導事業	81
IV 経営諸指標	
1. 利益率	82
2. 貯貸率・貯証率	82
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	84
2. 自己資本の充実度に関する事項	86
3. 信用リスクに関する事項	88
4. 信用リスク削減手法に関する事項	91
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	92
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	92
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	92
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	93
9. 金利リスクに関する事項	93

VI 連結情報	
1. グループの概況	96
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（3年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	132
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
3. 財務諸表の正確性等にかかる確認	142
【JAの概要】	
1. 機構図	143
2. 役員構成（役員一覧）	144
3. 会計監査人の名称	144
4. 組合員数	144
5. 組合員組織の状況	145
6. 特定信用事業代理業者の状況	145
7. 地区一覧	145
8. 沿革・あゆみ	146
9. 店舗等のご案内	148

ごあいさつ

組合員・地域住民の皆さまには平素より格別のご愛顧を賜り心より御礼申し上げます。ここに令和3年度実績「ディスクロージャー誌2022」を作成致しました。

この「ディスクロージャー誌」はJAえひめ未来の経営及び業務内容、活動内容等についての情報開示を通じて地域の皆さまにより信頼してご利用いただくためのものです。当JAに対するご理解とご関心をより一層深めて頂ければ幸いです。

長引くコロナ禍の中、突如ロシアによるウクライナ侵攻は世界を震撼させています。戦争を知らない国民が多い中において、現代における「平和のありがたさ」を改めて痛感させられました。一日も早い新型コロナウイルスの終息とウクライナに平和が訪れることを切に願っております。

令和3年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染の長期化により、経済・社会に大きな影響を与えました。新たな変異株の特性を踏まえ、感染防止対策を行いながら、経済活動を継続することになりました。そのような状況の中で1年延期となった東京オリンピック・パラリンピックが開催され明るい話題となりました。また、2月末にロシアがウクライナへ侵攻したことにより、ロシアへの経済制裁などにより原油高や原材料高、金融市場の混乱が発生しました。今回の事態により国家安全保障のあり方の見直し機運が高まりました。

一方、JAをとりまく情勢につきましては、昨年6月に規制改革実施計画が閣議決定され「JAは組合員との対話を通じ、自己改革実践サイクルの構築」が明記されました。これにより経済事業の収支改善や農業者の所得向上につながる行動計画を事業計画等に設定し、着実に実践することが求められます。また、12月には第38回JA愛媛県大会を開催し、持続可能な農業の実現と豊かで暮らしやすい地域社会づくりに貢献し続けるため、JAグループ愛媛をあげて「県1JA構想(案)」の策定を決議しました。また令和3年度末決算からJA版早期警戒制度が導入されることとなり、持続可能な収益性・将来にわたる健全性確保が求められます。

このような情勢のもと、令和3年度はJAえひめ未来の実質的な初年度として経営理念『人とのふれあいを大切に、地域の農業と食を創造し、活力ある豊かな「未来」をつくります。』に基づき、事業に取り組んでまいりました。事業面ではマイナス金利やコロナ禍など厳しい環境下でありましたが、みなさまのご協力と合併による経営基盤強化により計画以上の実績を残すことができました。長年ご愛顧頂きました、武丈の湯は令和4年3月末をもって閉館させて頂きました。

令和4年度は、第1次中期経営計画の初年度であります。「農業振興に深くかかわるための経営基盤づくり」を目指し進めてまいります。また、かねてより建設を進めておりました、農産物直売所「ときめき水都市」が令和4年4月15日にリニューアルオープンいたしました。「地域の『食』は地域の『農業』で守る」をスローガンに農業所得の増大・農業生産の拡大・地域の活性化に努めてまいります。

今後、JAをとりまく環境の厳しさは増すことが予想されますが、役職員が全力で「自己改革」を実践するとともに組合員・利用者との「対話」を充実し、事業運営に反映してまいります。

今後とも、みなさまの変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

令和4年7月

えひめ未来農業協同組合

代表理事組合長 加藤 尚

1. 経営理念

JAえひめ未来は、人とのふれあいを大切に、地域の農業と食を創造し、活力ある豊かな「未来」をつくります。

2. 経営方針

- 一、『地域の「食」は地域の「農業」で守る』を柱に、地域特性を活かす農業を確立します。
- 一、環境変化を見据える総合事業を展開し、豊かに暮らせる地域づくりに貢献します。
- 一、持続可能な経営基盤の確立に努め、地域から必要とされるJAであり続けます。
- 一、組合員・役職員がいきいきと、活気あふれるJAを目指します。

3. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況(3年度)

(1) 業況

営農部門においては、基幹作物である米は、天候等に恵まれ病害虫の発生も少なく早生は昨年並み、中生以降は例年以上の収量、品質も良好で推移しました。しかし、米の買取価格については全国的な情勢の流れを受け昨年より低下しました。

愛媛県推奨の新品種「ひめの凜」については、栽培開始から3年目となり栽培体系が確立され面積拡大に向かっております。合併のメリットの一つとして、新居浜地区においても栽培が開始されるようになりました。

裸麦については、ハルヒメボシへの品種転換により例年以上の収量を確保できたものの、需要と供給のバランスが崩れ小麦等への転換も必要となりました。

野菜関係では、昨年はコロナ禍の影響を大きく受けたが、上半期は出荷増の単価安、下半期は出荷減の単価高で推移し、品目の格差はあるが例年並みの生産、販売を確保することが出来ました。

ときめき水都市のリニューアルについては、令和4年4月15日のオープンに向け、運営委員

会を中心に生産基盤の増強、会員による運営の強化等を検討し情報共有を図りました。

金融共済部門においては、地域社会への貢献活動の一環として「行政へ母子手帳ケースの寄贈」「JAこども倶楽部」など様々な取り組みを行いました。また定期的に農家訪問を実施し、農家の皆さまの農業資金需要に対して迅速に対応しております。

貯金事業は、マイナス金利政策の継続やロシア軍の侵攻による世界経済不安など金融環境は大きく変化していますが、総貯金1,509億円余りを地域の皆さまからお預かりさせていただいております。

共済事業では、相次ぐ自然災害への備えとして、建物更生共済を中心とした保障充実による安心な暮らしの提供や迅速な罹災調査活動に取り組み、また入院や手術、自動車事故に対しての迅速な共済金支払いを進めてまいります。今後も携帯タブレット端末機による手続とペーパーレス・キャッシュレス化を進め、お客様の利便性向上を図っています。

生活部門においては、コロナ禍の影響で生活様式が大きく様変わりする中、利用者また職員にとって安心・安全な施設運営に努めました。

葬祭事業は、感染防止対策を徹底し葬儀施行や家族葬・小規模葬の対応に努めました。また、全会館家族葬対応サービスの実施や会員加入条件の見直しにより入会金を無償化するなど、地域のご利用者様すべてに満足していただけるよう葬儀サービスの向上に努めました。令和3年度は西条地区341名、新居浜地区287名、管内合計628名の方々のお見送りをさせていただきました。

介護福祉事業は、地域との結びつきを重視し、関係機関等との綿密な連携を図り、居宅・通所・訪問・小規模多機能介護事業で総合的な介護サービスの提供に努めました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みについて、厚生労働省・愛媛県からの発出文書を適宜通知して周知するとともに、介護事業所の方針や対応状況について情報を共有し、全職員で安全な施設運営に努めました。

経済事業は、継続するコロナ禍で燃料価格の高騰、個人消費の落ち込みなど大変厳しい状況が続く中、健康増進施設として20年に渡り地域の皆様にご愛顧いただきました「武丈の湯」を惜しみながらも閉館することとなりました。また、JAくらしの活動では、SDGsの理念に賛同し、豊かでくらしやすい地域づくりのために、教育文化活動の一環でもある家の光・日本農業新聞等の教育資材を活用した研修や学習活動をすすめ、食と農・地域とJAを結び、組合員・地域住民とJA役職員が一体となった活動を展開しました。

本年度の決算結果は、事業利益159百万円、経常利益284百万円、当期剰余金は179百万円となりましたが、未処分剰余金は563百万円となっております。なお、自己資本比率は16.14%となり、基準(8%)に対し大きく充足しています。

以上、令和3年度の事業概況を報告致します。

(2) 当該事業年度における事業の経過

年月日	事項(主な動き)
令和3年4月 1日	辞令交付式・新規採用職員入組式
7日~8日	会計監査人期末監査II
8日~9日	春の野菜苗販売(新居浜地区)
12日	教本贈呈式
17日	春の野菜苗販売(西条地区)
23日	女性部総会(新居浜地区)
21日	たまねぎ出荷協議会
24日~25日	スプリングフェスタ(ときめき水都市・みのりちゃん市場・四季菜広場)
28日	第6期女性大学HAMAJOカレッジ ちぎり絵講座
30日	監事会・理事会
30日	会計監査人期末監査III
5月 6日~9日	会計監査人期末監査III
10日~11日、13日~14日	令和2年度決算監事監査
11日	蓄魂祭
13日	泉川支部女性部 ムスイ鍋講習
14日	臨時監事会
19日	第6期女性大学HAMAJOカレッジ最終講座&卒業式
24日	第1回女性部総代会(西条地区・新居浜地区)
27日	監事会
28日	理事会
6月 9日	船木支部女性部 ムスイ鍋講習
11日	船木小学校田植え体験
15日	きゅうり部会総会・出荷協議会
17日	神郷支部女性部 絵手紙作成
25日	監事会・理事会
26日	氷見小学校児童クラブ味噌作り教室
26日	第1回通常総代会
26日	臨時理事会・臨時監事会
7月 10日~11日	みのりちゃん市場8周年祭
12日~14日	大町小学校味噌作り体験
21日	ときめき水都市仮店舗営業開始
29日	里芋出荷反省会
30日	監事会・理事会
8月 2日~5日	会計監査人期中監査I
4日	いちご部会総会・共進会
4日	禎瑞支部女性部・ミニデイ合同会「防災講習」
10日	HAMAJO友の会「新聞バッグ作り」



入組式



女性大学卒業式



第1回 通常総代会



ときめき水都市仮店舗営業開始



新聞バッグ作り

年月日	事項（主な動き）
8月 31日	監事会・理事会
9月 7日～9日	西条小学校味噌作り体験
8日～10日	神拝小学校味噌作り体験
9日～11日	秋の菜園フェア
15日	J Aカレンダー審査会
30日	監事会・理事会
10月 4日	ときめき水都市新築工事地鎮祭
4日～5日	中学生職場体験(みのりちゃん市場)
23日～24日	ときめき水都市創業祭
27日	監事会・理事会
11月1日～2日、4日～5日	会計監査人期中監査Ⅰ
5日	いちご出荷協議会
10日～11日、15日～16日	上半期決算監事監査
10日	たまねぎ苗販売
10日	多喜浜支部女性部 健康教室
11日	垣生支部女性部 ムスイ鍋講習
17日	禎瑞ミニデイ 防災講習
20日～12月12日	みかんフェア
22日	女性部生活文化部会 SDGs講座・ちぎり絵講座
30日	監事会・理事会
12月 4日～12日	紅まどんなフェア(ときめき水都市・みのりちゃん市場・四季菜広場)
6日	女性部生活文化部会 SDGs講座・ちぎり絵講座
6日	内定式
7日～9日	会計監査人期中監査Ⅱ事前準備
8日	みらいサミット
13日	新居浜ブロック女性部健康部会研修会
15日	多喜浜支部女性部 ちぎり絵講座
24日	氷見支部女性部 クリスマスケーキ作り
26日	氷見支部女性部 フラワーアレンジメント
28日	監事会・理事会
1月 4日	野菜初出荷式
8日～10日	ガラポン抽選会(ときめき水都市・みのりちゃん市場・四季菜広場)
11日	西条ブロック女性部健康部会研修会
13日	春の七草出前授業
17日	いちご目ならし会
17日～31日	J Aカレンダー展示(イオンモール新居浜)
18日～21日、24日～25日	会計監査人期中監査Ⅱ



味噌作り体験



職場体験



生活文化部会



クリスマスケーキ作り



J Aカレンダー展示

年月日	事項（主な動き）
1月 28日	監事会・理事会
2月 11日～13日	いちごフェア (ときめき水都市・みのりちゃん市場・四季菜広場)
18日	春の七草出荷反省会
18日	女性部生活文化部会 SDGs講座
24日～26日	フレッシュミズ味噌作り
25日	監事会・理事会
3月 11日	いちご目ならし会
17日～18日、22日～23日	会計監査人期中監査Ⅲ
18日	臨時理事会
30日	監事会・理事会
31日	武丈の湯閉館
31日	決算棚卸監事監査



お味噌作り



いちご目ならし会

※新型コロナウイルスの影響で中止とした行事については未掲載です。

5. 農業振興活動

◇安全・安心な農産物作りへの取組み

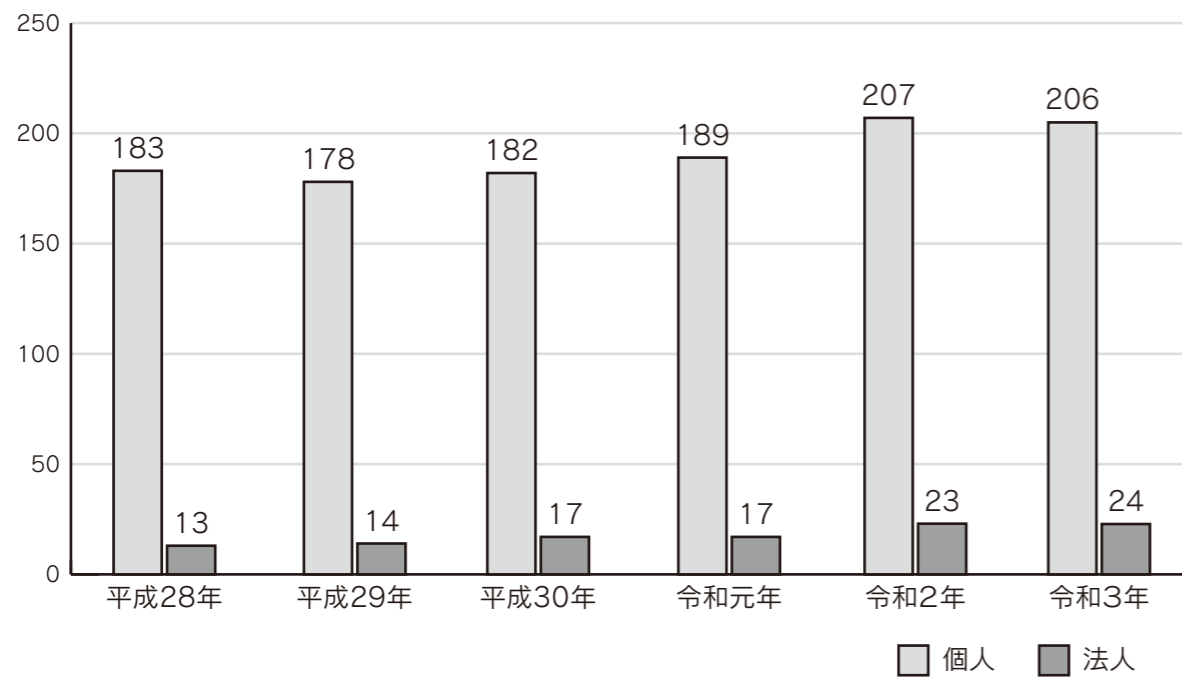
J Aは安全・安心な農産物作り運営規程、生産基準の設定を行い、農産物の安全の確保、消費者・取引先への安心の提供を主な目的として、生産部会員へ生産基準に基づく生産履歴記帳運動を展開しています。

◇担い手への支援

あぐりセンター及び新居浜経済センターにおいて、行政と連携し認定農業者、担い手農家及び新規就農者への支援等、農業に関する全ての相談を受け付けています。

新規就農者に対する教育・研修と新たな栽培技術の確立に向けた取組みを行うため、実証圃を設置しています。また、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域農業の維持・発展に努めています。

認定農業者推移



※ 当JA管内の認定農業者数です。
※ 令和2年は旧JA新居浜市と旧JA西条を合計した人数です。

6. 地域貢献活動

◇地域密着型金融への取組み

J Aグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいく中で、J AバンクえひめとしてJ A・愛媛県信連・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての地位確立・機能発揮を目指し、担い手金融強化に積極的に取り組んでおります。それぞれの役割分担としては、J Aは認定農業者や集落営農組織等の担い手を主体に金融対応を行っております。愛媛県信連・農林中金はJ Aの取組みを推進・支援する中で「J Aで対応が困難な農業法人等の担い手」に対し、直接融資、またJ Aと融資等を行ってまいります。

(1) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

当J Aは農山漁村等地域を基盤とする系統金融機関であることから、愛媛県信連とともに農山漁村等地域に密着した農業者等のニーズを的確に把握するため、農業担い手への金融対応策に取り組んでいます。

○担い手金融リーダーの配置

農業の基盤となる担い手の育成確保を図るため、部門横断的担い手対応部署のメンバーとして、J A・愛媛県信連・農林中金に担い手金融リーダーを配置し、営農指導事業、経済利用事業との連携を図るとともに、担い手農家の資金調達対策等に対応しています。

○担い手金融リーダーの育成

担い手金融リーダーの対応能力向上のため、地域のリーダー会議や農業融資研修に参加しています。

(2) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ(就農・発展期・成熟期・更正期・承継期)に応じた支援に取り組んでいます。

○利子助成支援

担い手農家の農業経営の負担軽減を目的として、J Aバンクアグリサポート利子助成等を実施しています。

○相談対応支援

愛媛県信連と担い手農家・農業法人へ同行訪問を実施するなど農業資金の利用相談等に取り組んでいます。

○各種農業資金、制度資金の提供

農業近代化資金、就農支援資金、日本政策金融公庫資金等の各種農業資金、制度資金を貸し出ししています。

【主な制度資金等】

名 称	資 金 の 概 要
農業制度資金（愛媛県関係資金）	
農 業 近 代 化 資 金	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金です。施設の取得・拡張、設備・農機購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。
農業制度資金（日本政策金融公庫資金）	
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金 (ス ー パ ー L 資 金)	「認定農業者」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
経 営 体 育 成 強 化 資 金	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
青 年 等 就 農 資 金	新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける資金です。
J A 独 自 資 金	
アグリマイティー資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できるJAバンク独自の資金です。
J A 農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	組合員の営農に必要な長期資金に利用でき、迅速な対応が可能なJAバンク独自の資金です。
農 業 経 営 資 金	組合員の農業経営に資する資金需要に幅広く応えるためのJAえひめ未来独自の資金です。
J A 農 業 お ま か せ 資 金	農業者及び農業を営む法人及び任意団体が農業用施設の改良、造成または取得及び農業経営に必要な資金に対応できるJAバンク独自の資金です。

7. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保

が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことであります。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、店内点検・部署内点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「情報セキュリティ基本規程」を策定しています。

◇ 法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・各支

所にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

◇ 金融ADR制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等の整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0897-37-1004)(月～金 9時～17時)

(2) 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)

(1)の窓口または一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。また、(1)の窓口にお問い合わせください。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇ 内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

(1) 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において、協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(4) 理事の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(5) 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的、効果的監査を支援する。

(6) 組合及びその子会社等における業務の適性を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理体制を整備し、適正かつ効率的に業務を施行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(7) 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。

② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。

③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。

④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

◇ 個人情報保護方針

えひめ未来農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

(1) 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

(2) 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

(3) 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適法な手段で取得いたします。

(4) 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

(5) 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

(6) 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(7) 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意を頂いた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

(8) 開示・訂正等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

(9) 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

(10) 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

えひめ未来農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- (3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 利益相反管理体制

当JAえひめ未来(以下、「当JA」といいます。)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するお

それのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定め、その概要を次のとおり公表します。

(1) 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共同事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

① お客さまと当JAの間の利益が相反する類型

- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

② 当JAの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

(3) 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- ① 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- ② 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- ③ 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- ④ 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- ⑤ 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

(4) 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- ③ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
- ④ その他対象取引を適切に管理するための方法

(5) 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当JAで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

(6) 利益相反管理体制

- ① 当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の

管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JAの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

② 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

(7) 利益相反管理体制の検証等

当JAは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ JAバンク利用者保護等管理方針

えひめ未来農業協同組合(以下「当JA」という。)は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

- (1) 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行います。
- (2) 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- (3) 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- (4) 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- (5) 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

◇ 金融円滑化にかかる基本方針

当JAえひめ未来(以下、「当JA」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- (1) 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- (2) 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- (3) 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよ

う努めます。

- (4) 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- (5) 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - ① 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - ② 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- (6) 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - ① 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - ② 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - ③ 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (7) 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

えひめ未来農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。
(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的

勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、公共財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※「反社会的勢力等」とは「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネーロンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

8. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、16.14%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	えひめ未来農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,124百万円（前年度 1,949百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため平成30年度より増資運動に取り組んでおり、3年度末の出資金額は、対前年度比175百万円増の2,124百万円となっています。

9. 主な事業の内容

① 信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階で有機的に結びつき、JA系統金融機関として大きな力を発揮しています。

〔貯金業務〕

いろいろな種類の貯金をお取り扱いして、皆様の多様なニーズにお応えするとともに、地域金融機関として総合力を発揮したサービスを行い、組合員や地域の皆様の豊かな暮らしのパートナーとして各種貯金をご利用いただいております。また、JAえひめ未来で年金を受け取られている方には、「年金友の会特別定期貯金」などお得な金利上乘せ商品をご案内しています。

【主なJA貯金のご案内(4年7月1日現在)】

種類	特色	期間	預入単位
総合口座	1冊の通帳に「貯める、受け取る、支払う、借りる」など便利な機能を備えています。	自由	1円単位
普通貯金	いつでも出し入れ自由！カードでの入金もOK。		
貯蓄貯金	増やしながらいつでも使える貯金です。金額階層別(5段階)に金利が設定されています。		
当座貯金	・不利禁止 ・口座開設の際は信用調査が必要 ・払い戻しは小切手振出必要		
スーパー定期貯金	・多様な貯金ニーズに応えられる ・各期間での定型方式と、1ヶ月超5年未満で満期日を指定できる満期日指定方式 ・預入3年以上5年以内は半年複利(個人に限定) ・総合口座とセットすれば自動融資可	1ヶ月 3ヶ月 6ヶ月 1年 2年 3年 4年 5年	1,000円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の大きな資金の運用に最適な定期貯金です。 ・3年もの半年複利型は個人のみ。		1,000万円以上
期日指定定期貯金	・複利商品(個人に限定) ・300万円未満 ・据置期間(1年)経過後、元金の一部支払可	据置期間1年 最長3年	1,000円以上
変動金利定期貯金	・3年もの定型方式のみ半年複利(個人に限定) ・約定金利は6ヶ月毎の応当日に自動的に変更 ・金額階層別(3段階)に金利設定	3年	1,000円以上
定期積金	・無理なく貯める貯蓄商品 ・積立方法は、毎月と2ヶ月に1回あり	1年以上 10年未満	1,000円以上

〔貸出業務〕

地域に根ざした金融機関として、組合員や地域の皆様の暮らしや業務に必要な資金をご融資するとともに、農業関連産業、地方公共団体などへもご融資し、農業振興や地域経済の向上、発展に貢献しています。また、住宅ローンや教育・マイカーローンなどの使いみちにあわせた各種ローンをご用意いたしております。

また、本所、西条総合相談センター内に「ローン相談センター」を設置し、平日は17時まで、土日は16時まで営業を行い、利用者への利便性の向上、金融サービス機能の充実を目指しております。

なお、ローンのご利用に際しては、組合員資格が必要となります。

【JAの主なローンのご案内(4年7月1日現在)】

●「プランに合わせたローン」

種類	お使いみち	期間	ご融資金額
住宅ローン	お住まいの新築、増改築をはじめ、新築・中古住宅の購入、土地の購入、借換資金などにご利用いただけます。	3年以上 40年以内	10,000万円以内
リフォームローン	住宅の増改築、太陽光発電等エコリフォーム、改装、補修、空家解体などにご利用いただけます。	1年以上 20年以内	2,000万円以内
教育ローン	ご子弟の進学をJAが応援します。入学費、授業料のほか、下宿代、仕送りなどにもご利用いただけます。	最大15年以内 (在学期間+9年)	1,000万円以内
マイカーローン	自動車・オートバイの購入、車検、修理、免許取得費用、他の金融機関からの借換にご利用いただけます。	6ヶ月以上 10年以内	1,000万円以内

●「使いみち自由なローン」

種類	お使いみち	期間	ご融資金額
カードローン	生活に必要な資金を限度額まで自由に使えるローンです。	1年 ただし、解約の意思表示がなく当JAが信用状況を点検した結果更新に支障がない場合、さらに1年間延長。	500万円以内 極度額方式
フリーローン	ご結婚、ご旅行、お買い物など多様化する資金需要(事業性資金は除く)にご利用いただけます。	6ヶ月以上 10年以内	300万円以内 多目的ローンは 500万円以内

※事業者向け融資については、上記ローンのほか手形貸付、証書貸付および各種制度融資などにより柔軟に対応しています。

上記各種ローンは、融資対象が限られる場合や一定の基準を満たす必要がある場合があります。また、ローンのご利用に際しましては、ご無理のない計画的なお借り入れ、ならびにご返済にご留意ください。

お借り入れ条件やご返済方法など詳細につきましては、融資窓口にて詳しくご説明・ご相談させていただきます。

お気軽にお問い合わせください。

〔為替業務〕

全国のJA・県信連・農林中金といった金融店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、全国どこの金融機関からでも受け取りができ、当JAの窓口を通してどこの金融機関へでも送金や手形・小切手などの取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

種類	内容
振込・送金	本・支所はもとより、全国の金融機関の本・支店に安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りやご商売の送金などに大変便利です。
代金取立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にはお取立てのうえ口座にご入金いたします。
給与振込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれます。

信用事業手数料一覧表 (4年4月1日現在)

(1) 為替手数料

区分	窓口	JAネットバンク					JAデータ伝送サービス(ADP)				
		個人 振込(振替)	法人		給与・賞与	振込(振替)	総合振込	給与・賞与			
			振込(振替)	総合振込							
月額基本手数料(消費税含)	照会振込サービス	無料	無料	1,100円	—	—	—	—	—		
	照会振込サービス+データ伝送サービス	無料	—	3,300円			3,300円				
手数料1件につき(消費税含)	当店あて	3万円未満	330円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
		3万円以上	550円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
	当組合本支所あて	3万円未満	330円	無料	110円	110円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	550円	無料	220円	220円	無料	220円	220円	無料	
	県内系統あて	3万円未満	330円	無料	110円	110円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	550円	無料	220円	220円	無料	220円	220円	無料	
	県外系統あて	3万円未満	330円	110円	110円	110円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	550円	220円	220円	220円	無料	220円	220円	無料	
	他金融機関あて	電信扱	3万円未満	660円	220円	275円	275円	220円	330円	330円	220円
			3万円以上	880円	220円	330円	330円	220円	440円	440円	220円
		文書扱	3万円未満	660円	—	—	—	—	—	—	—
			3万円以上	880円	—	—	—	—	—	—	—

※他行キャッシュカードにて当組合のATMを利用して振込する場合、上記手数料のほかに別途時間帯等に応じたATM支払手数料が必要となります。(提携金融機関の場合、無料時間帯もあり)

※JAデータ伝送サービス(ADP)の月額基本手数料については、データ伝送サービスの取り扱いのみ。

区分		ATM利用				定時定額自動振込	総合振込			
		県内系統 キャッシュ カード	県外系統 キャッシュ カード	※他行 キャッシュ カード	媒体利用		帳票	給与・賞与		
月額基本手数料(消費税含)	照会振込サービス	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料		
	照会振込サービス+データ伝送サービス	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料		
手数料1件につき(消費税含)	当店あて	3万円未満	無料	無料	220円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	無料	無料	440円	無料	220円	330円	無料	
	当組合本支所あて	3万円未満	無料	無料	220円	110円	110円	220円	無料	
		3万円以上	無料	無料	440円	220円	220円	440円	無料	
	県内系統あて	3万円未満	無料	無料	220円	110円	110円	220円	無料	
		3万円以上	無料	無料	440円	220円	220円	440円	無料	
	県外系統あて	3万円未満	110円	110円	220円	110円	110円	220円	無料	
		3万円以上	220円	220円	440円	220円	220円	440円	無料	
	他金融機関あて	電信扱	3万円未満	330円	330円	550円	275円	330円	550円	220円
			3万円以上	440円	440円	770円	330円	440円	770円	220円
		文書扱	3万円未満	—	—	—	—	—	—	—
			3万円以上	—	—	—	—	—	—	—

区 分		手数料(消費税含)	
送金手数料 1件につき	当組合本支所・県内系統金融機関あて	440円	
	他金融機関宛	660円	
代金取立手数料 1通につき	当組合本支所宛て	220円	
	県内系統金融機関宛	440円	
	他金融機関あて	普通扱(集中取立)	770円
		至急扱(個別取立)	1,100円
手形交換	当会加盟交換所	220円	
その他諸手数料	振込・送金の組戻料	1件につき	880円
	不渡手形返却料	1通につき	880円
	取立手形組戻料	1通につき	880円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	880円
※ただし、880円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。			

(2) ATM利用手数料(1回につき)

① 当組合ATM利用

キャッシュ(ローン)カードの区分			利用時間	手数料(消費税含)	
農協カード	当組合カード 県内農協カード	受入	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	無料
		支払	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	
	県外農協カード	受入	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	
		支払	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	
JFマリンバンクカード		支払	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	無料
愛媛銀行カード 伊予銀行カード 三菱UFJ銀行カード	支払	平日	8:30~8:45	110円	
			8:45~18:00	無料	
			18:00~21:00	110円	
他行カード (JFマリンバンクカード、 愛媛銀行カード、伊予銀行カード、 三菱UFJ銀行カードを除く)	支払	平日	8:30~8:45	220円	
			8:45~18:00	110円	
			18:00~21:00	220円	
		土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	220円	

※ATMの設置場所により取扱時間が異なります。

② 他行等ATM利用(当組合カード使用)

キャッシュ(ローン)カードの区分		利用時間	手数料(消費税含)	
ゆうちょ銀行ATM ※受入は片側取引	受入	平日	8:00~8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
	支払	平日	8:00~8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
イーネットATM ローソン銀行ATM	受入	平日	8:00~8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
		土曜日	8:00~9:00	110円
			9:00~14:00	無料
			14:00~21:00	110円
	支払	平日	8:00~8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
		土曜日	8:00~9:00	110円
			9:00~14:00	無料
			14:00~21:00	110円
日曜日 祝日	8:00~21:00	110円		

※ゆうちょ銀行ATM及びコンビニATM(イーネット、ローソン銀行)を利用した場合は、被仕向店(当組合)において手数料設定を行い当組合の取扱手数料となる。
※その他、金融機関ATMを利用した場合、仕向店(他行)において手数料設定を行い他行の取扱手数料となる。

(3) キャッシング・サービス利用手数料(1回につき)

区 分	利用時間	手数料(消費税含)
平 日	8:45~18:00	無料
	18:00~21:00	110円
	9:00~14:00	無料
土 曜 日	14:00~17:00	110円
	9:00~17:00	110円
日 祝	9:00~17:00	110円

(4) 発行手数料等

区 分		内 容	手数料(消費税含)	
小切手・手形用紙等	小切手用紙交付料	1冊(50枚)につき	2,200円	
	約束手形用紙交付料	1冊(50枚)につき	2,200円	
	為替手形用紙交付料	1冊(20枚)につき	2,200円	
発行手数料	自 己 宛 小 切 手	1枚につき	550円	
	残高証明書	当 組 合 所 定 様 式	1通につき	440円
		監 査 法 人 所 定 様 式	1通につき	3,300円
		そ の 他	1通につき	1,650円
	融 資 証 明 書	1通につき	440円	
	利 息 証 明 書	1通につき	440円	
取 引 履 歴 明 細 表	1口座につき	550円		
再 発 行 手 数 料	通 帳	1冊につき	1,100円	
	証 書	1枚につき	1,100円	
	キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	1枚につき	1,100円	
	I C キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	1枚につき	1,100円	
	I C キ ャ ッ シ ュ ・ ク レ ジ ッ ト 一 体 型 カ ー ド	1枚につき	1,100円	
	ロ ー ン カ ー ド	1枚につき	1,100円	

(注1) 取引履歴明細表は、一般取引先(個人・法人)に限る。

(5) 振替手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
貯蓄貯金(自動振替) スウィング手数料	順スウィング(普通貯金→貯蓄貯金) 1回につき	無料
	逆スウィング(貯蓄貯金→普通貯金) 1回につき	110円
自動振替手数料	(定時・定額自動振替を含む) 1件につき	55円

(6) 口座開設手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
当座貯金口座開設手数料	1口座につき	5,500円

(7) 両替手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)	
両替手数料 ※両替前後で多い方の枚数を適用	1~30枚	当組合に口座をお持ちのお客さま	無料※1
		上記以外のお客さま	220円
	31~100枚		220円
	101~500枚		440円
	501~1,000枚		770円
	1,001枚~		1,000枚ごと 330円加算

※1 ご本人の通帳もしくはキャッシュカードを窓口へご提示いただきます。
 ※2 同一金種の新札への両替、汚損した現金の両替、記念硬貨の交換は無料。

(8) 融資手数料

区 分		内 容	手数料(消費税含)	
住宅ローン・ アパートローン・ 不動産担保・ 当座貸越金 (抵当権設定契約)	住 宅 ロ ー ン 取 扱 手 数 料 (新 規 融 資 時)	1取引	55,000円	
		段 階 金 利 融 資 手 数 料	1取引	融資額×1.7%
		変 動 金 利 融 資 手 数 料	1取引	融資額×1.5%
	賃 貸 住 宅 ロ ー ン 手 数 料 (新 規 融 資 時)	1取引	110,000円	
	不 動 産 担 保 手 数 料 (新 規 融 資 時、賃 貸 ・ 住 宅 以 外)	1取引	55,000円	
	条 件 変 更 手 数 料 (固 定 金 利 再 選 択 を 含 む)	1取引	5,500円	
	繰上返済手数料 (一部繰上含む)	インターネット	1取引	無料
		99万円	1取引	11,000円
		100万円~999万円	1取引	22,000円
		1,000万円~1,999万円	1取引	33,000円
2,000万円~2,999万円		1取引	44,000円	
	3,000万円超	1取引	55,000円	
当 座 貸 越 金 書 替 手 数 料	1取引	5,500円		
共 済 証 書 担 保	確 定 日 付 手 数 料	新 規 貸 付 実 行 時	担保差入証毎 700円	
		建 物 更 生 共 済 む て き 継 続 証 が 発 行 さ れ る も の	継続証毎 700円	
小 口 ロ ー ン 等	新 規 融 資 、 条 件 変 更 、 繰 上 返 済		無料	

※段階金利住宅ローン及び変動金利住宅ローンについては、取扱手数料55,000円と融資手数料を徴求する。
 ※小口ローン等とは、マイカーローン、教育ローン、共済証書担保等、抵当権設定不要案件とする。
 ※確定日付手数料について、建物更生共済(むてき)継続証発行対象の場合は、新規貸付実行時に新規貸付実行時の確定日付手数料と継続証発行分の確定日付手数料を併せて徴収する。

(9) 国債振替決済口座管理手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
国債振替決済口座管理手数料	年 間	無 料
振替口座簿記載事項証明書の発行	1 通	無 料

(10) 株式払込金取扱手数料

① 一般払込手数料

新株引受人が個別に株式の申込みに来るような一般の払込に適用する。

手数料 = (有償払込額 × X / 1000 + 5円 × 受付票または領収証通数)

× (1 + 消費税の税率 + 地方消費税の税率)

有償払込額	X	有償払込額	X
340百万円未満	3.50	1,600百万円以上	2.20
340百万円以上	3.40	1,700百万円以上	2.15
380百万円以上	3.30	1,800百万円以上	2.10
420百万円以上	3.20	1,900百万円以上	2.05
460百万円以上	3.10	2,000百万円以上	2.00
500百万円以上	3.00	2,500百万円以上	1.95
600百万円以上	2.90	3,000百万円以上	1.90
700百万円以上	2.80	4,000百万円以上	1.85
800百万円以上	2.70	5,000百万円以上	1.80
900百万円以上	2.60	6,250百万円以上	1.75
1,000百万円以上	2.50	7,500百万円以上	1.70
1,100百万円以上	2.45	8,750百万円以上	1.65
1,200百万円以上	2.40	10,000百万円以上	1.60
1,300百万円以上	2.35	11,250百万円以上	1.55
1,400百万円以上	2.30	12,500百万円以上	1.50
1,500百万円以上	2.25	15,000百万円	1.45
15,000百万円を超過するもの			
X(小数点3位以下切捨) = $\frac{15,000 \text{百万} \times 1.45 / 1000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{百万}) \times 1 / 1000}{\text{有償払込額}} \times 1000$			

(注) 有償払込額30億円以上のものについては取扱内容を勘案し、別途取扱金融機関間で協議して料率を軽減することが出来る。

② 一括取扱手数料

発起人または会社が株式払込金を取りまとめて払込むような一括払込の場合に適用する。通常、少数株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合等が該当する。

手数料＝有償払込額×X／1000×(1＋消費税の税率＋地方消費税の税率)

有償払込額	X	有償払込額	X
50百万円未満	2.50	5,000百万円以上	0.43
50百万円以上	2.00	5,500百万円以上	0.41
100百万円以上	1.50	6,000百万円以上	0.40
300百万円以上	1.20	6,500百万円以上	0.39
500百万円以上	1.00	7,000百万円以上	0.38
700百万円以上	0.85	7,500百万円以上	0.36
1,000百万円以上	0.75	8,000百万円以上	0.35
1,300百万円以上	0.69	8,500百万円以上	0.34
1,500百万円以上	0.66	9,000百万円以上	0.33
1,700百万円以上	0.64	10,000百万円以上	0.30
2,000百万円以上	0.62	11,000百万円以上	0.29
2,500百万円以上	0.59	12,000百万円以上	0.28
3,000百万円以上	0.55	13,000百万円以上	0.27
3,500百万円以上	0.51	14,000百万円以上	0.26
4,000百万円以上	0.48	15,000百万円	0.25
4,500百万円以上	0.45		

15,000百万円を超過するもの

$$X(\text{小数点3位以下切捨}) = \frac{15,000 \text{百万} \times 0.25 / 1000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{百万}) \times 0.2 / 1000}{\text{有償払込額}} \times 1000$$

(注) 一括払込の範囲については、その都度取扱金融機関間で協議する。

(11) 個人情報の開示等事務手数料

内 容	手数料(消費税含)	
店頭での受取の場合	1件	550円
郵送の場合	1件	1,100円

(12) 貸金庫利用料

全自動貸金庫(上部西支所)

貸金庫タイプ	年間利用料(消費税込)		サイズ
	組合員	組合員以外	
6cmタイプ	13,200円	15,840円	幅 26cm 奥行35cm
10cmタイプ	15,840円	18,480円	

手動型貸金庫(中央支所)

種 類	年間利用料(消費税込)	サイズ
A	11,000円	深さ 139.4mm 幅 244.4mm 奥行 383.4mm
B	8,800円	深さ 63.9mm 幅 244.4mm 奥行 383.4mm

(13) 大量硬貨入出金手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
硬貨を口座へ入金または口座から出金する場合の枚数	1～100枚	1日1回まで無料
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	1,001枚～	1,000枚ごと330円加算

〔その他業務〕

○年金友の会

令和4年3月現在、会員数は11,777名です。

J Aえひめ未来管内各支部で組織され、「年金日帰り旅行」や「ゴルフコンペ」、「グラウンドゴルフ」等様々なイベントを開催しています。

ご加入希望の方は、最寄りの支所までお気軽にご相談ください。

○年金相談

毎週1回、社会保険労務士による「年金相談」を無料で実施しています。年金についての勘違い、もらい忘れの年金など、皆様の疑問やご相談に的確にお答えします。

○J Aキャッシュサービス

J Aバンクのキャッシュカードをお持ちのお客様は、全国のJ AバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。

また、伊予銀行、愛媛銀行、三菱UFJ銀行、セブン銀行(セブンイレブンに設置しているATM)、ローソンATM、イーネットATM(ファミリーマート、ポプラなどに設置しているATM)、J Fマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会サービスも無料でご利用できます。(セブン銀行、ローソンATM、イーネットATM、ゆうちょ銀行のATMでは、ご入金も無料でご利用できます)

○J Aカード

J Aカードは、ショッピングやレジャーでのお支払い、さらにキャッシングサービスもご利用することができ、直売所やガソリンスタンドでは割引も適用され、大変便利です。

○自動受取サービス

給与・ボーナス・年金などを決められた日に安全・確実に受取ることができます。

○自動支払サービス

簡単なお手続きで、公共料金をはじめ、いろいろなお支払いが自動的にできて便利です。

○県公金のお受取り、お支払い

県が支払う土地代金等のお受取りや、自動車税等の県税のお支払いができます。

② 共済事業

J A共済に課せられた役割は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活全般に潜むリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。死亡、病気、ケガ、老後などの「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障。この、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

〔ひと〕

J Aの生命共済は、万一保障はもちろん、医療保障の充実にも力を入れています。

長期共済	終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
	一時払終身共済	加入年齢が90歳までになり、相続対策にもご活用いただけるプランです。健康上の理由で他の共済・保険に加入できなかった方も、簡単な告知でお申し込みいただけます。また、一生涯の万一保障に生前贈与の機能がプラスされ、親世代からの資産承継をスムーズに行うことができます。
	定期生命共済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
	医療共済	日帰り入院からまとまった額の一時金の給付により、入院や入院前後・在宅医療等にかかる費用へご活用いただけます。一生涯保障や先進医療保障などライフプランにあわせて自由に設計できます。また特約により万一の時の保障を確保することもできます。
	引受緩和型医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でご加入できます。入院・手術を保障するプランです。
	がん共済	あらゆる「がん」を診断時から再発・長期治療、先進医療などニーズに合わせた共済期間を保障します。
	予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
	養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
	介護共済	長生きの時代を安心して暮らしていける一生涯の介護保障です。所定の介護状態になった場合、共済金をお受取りいただけます。またJ A共済所定の重度要介護状態も保障しています。
	生活障害共済	病気やケガで働けなくなった場合、生活と家族を守るプランです。身体の障害状態を幅広く保障し、公的保障に連動した保障です。
	特定重度疾病共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」さらには、「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
	こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。仕組み改定により、契約者の加入年齢が75歳まで広がり、告知なしでお申込みいただけるようになりました。お孫さんのためにご活用いただけます。
認知症共済	40歳から75歳まで加入が可能で、認知障害の治療や介護に備えられます。	
短期共済	傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
	賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。

〔いえ〕

J Aの建物更生共済は、火災はもちろん、地震を含む自然災害など、さまざまなリスクに対応し、幅広い保障でマイホームをしっかり守ります。

長期共済	建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。仕組み改定により、低廉な掛け金で大きな保障が得られるプランが選べるようになりました。また、実損てん補方式の導入により、被害の際のお支払いが充実しました。
短期共済	火災共済	住まいの火災損害を保障します。

〔くるま〕

J Aの自動車共済は、確かな保障と独自の割引制度、充実したサービスを提供しています。

短期共済	自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
	自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

③ 営農事業

安全・安心の農産物づくりを基本に、農産物直売所を中心とした流通コストの削減、地域で消費するものは地域で生産しよう！「地消地産」の推進と、管内の基幹作物である米+麦・野菜での水田フル活用による地域の農業振興に努めています。

〔指導〕

農業者の所得増大と農業生産の拡大及び持続可能な管内農業の確立に向けて、地域の特性を活かしたきめ細かな営農指導を行っています。T A C活動として「出向く営農指導」の取り組みを実践しています。

〔カントリーエレベーター〕

大量の粳・麦を乾燥し、生きたままの状態ですぐ長時間バラ貯蔵するとともに、必要に応じて必要なだけ新鮮でおいしい「今搾り米」を供給することができます。また、今日の米・麦流通の情勢変化に対応する地域農業の基幹施設として力を発揮しています。

〔グリーンセンター〕

水稲と野菜の複合育苗施設で、効率的育苗生産システムによる優良苗の計画的供給と育苗コストの低減を図っています。主要な取扱品目（水稲は品種）は次のとおりです。

水 稲…コシヒカリ、あきたこまち、ヒノヒカリ、松山三井、にこまる、ひめの凛など
 野 菜…白ねぎ、絹かわなす、キャベツ、白菜、ブロッコリー、たまねぎなど

④ 販売事業

組合員の生産した農産物を集荷し、多様な販売チャンネルの開拓や買取販売等を企画し直接販売の実施や市場などへ販売し農業者の所得向上に努めています。主要な取扱品目は次のとおりです。

穀 物…米、はだか麦など
 野 菜…ほうれん草、いちご、青ねぎ、春の七草、絹かわなす、白ねぎ、里芋、玉ねぎ、きゅうり、蚕豆 など

⑤ 保管事業

農業倉庫では、穀物（米、麦）の品質管理や保管業務を行っています。

⑥ 経済事業

仕入れ機能を強化し、品質、価格、安全性などを考慮するなか、農業に必要な生産資材や、生活に必要な商品を組合員・地域の皆様にご提供しています。

〔生産資材〕

組合員や地域の皆様の多様なニーズを把握し、農畜産生産をお手伝いすべく肥料、飼料、農薬、出荷包装資材等を、あぐりセンター、JAグリーンにはまで取り扱っています。生産資材については、銘柄集約、予約強化等によりコスト削減に努めています。

〔生活物資〕

○ 燃 料

ガソリンスタンドを神戸、古川に設置し、ガソリン・軽油・灯油・オイル・バッテリー・タイヤなどを販売しています。また、灯油や農業用燃料など定期配送サービスを行っています。(古川SSは給油専門店となっています。)

○ プロパンガス

ガス漏れ集中管理システム「あんしんキャッチ24」を導入し、より安全で安定した供給に努めるほか、ガス器具や配管などの供給設備も取り扱っています。

○ 食 配

電話一本で、生産者と消費者を結ぶ信頼の西条産米、新居浜産米、を迅速にお届けします。

○ 生活用品

直売所等で、生鮮食品や一般食料品、日用雑貨品など安全・信用ある商品を取り揃えて販売しています。

○ 観 光

一枚の切符の手配から団体まで、皆様のご希望に合ったさまざまな旅行のプランニングや斡旋をしています。

⑦ その他の事業

〔直販事業…野菜直販所“ときめき水都市”、四季菜広場〕

組合員が丹精こめて育てた野菜・果物・花など年間を通じて色とりどりの新鮮な管内産農産物を直営店3店(水都市、みのりちゃん市場、四季菜広場)で販売しています。

また、水都市部会、あかがね市部会として管内の量販店での販売も行っています。

女性・高齢者を含む多様な農業者の育成、生きがいつくりの場とし、消費者と信頼関係を保ちながら「安全・安心な農産物」を提供できる農業を目指していきます。

〔福祉事業〕

専門的な資格・技術を有する福祉職員が、利用者の心身状況に応じたサービスを行います。

居 宅 介 護 支 援 事 業…介護保険に関するご相談の対応や、介護サービス利用申請の代行を行い、介護サービスが必要な方に適したケアプランを作成します。

訪 問 介 護 事 業…ホームヘルパーが居宅に訪問し、入浴、排泄、食事介助等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

通 所 介 護 事 業…デイサービスセンター「いずみの里」「みずほの里」にて、食事・入浴などの日常生活上の支援や、身体機能の維持・向上のための支援を行います。

小規模多機能型居宅介護事業…通い・訪問・泊まりサービスを組み合わせ、「武丈の里」スタッフが住み慣れた家で生活できるよう応援します。

助 け あ い 組 織…地域の元気高齢者を対象に、フレイル対策(介護予防活動)やコロナ禍

による「新しい生活様式」に対応した閉じこもり防止(メンタルケア)を目的としたボランティア活動(ミニデイサービス)を行っています。

〔加工事業〕

あぐり工房

水都市に併設しており、地元産米を使用した焼きたて米粉パンの製造販売、惣菜部による「みのりちゃん弁当」等の販売を行っています。また、旬の野菜を活用した、安全で健康的な食の提供を行います。

ふれあい工房

女性部の食の拠点、また女性部自家製味噌加工施設として、安心安全な食品加工、地元農産物に付加価値を付けた加工品の開発、販売を行っています。また販売用味噌加工場、製麺場も併設しています。

〔葬祭事業〕

管内の組合員、地域の皆様に幅広くご利用していただくため「ルミエール友の会」「やすらぎ会」の葬祭会員特典をご用意して会員募集しています。また西条地区は総合葬祭式場としてルミエール西条「本館」「あずま会館」「いしづち会館」「思恩(しおん)」、新居浜地区は提携葬祭会館にて小規模葬、家族葬、大規模葬まで多様な葬儀ニーズにお応えしています。令和3年度は、西条地区で341名、新居浜地区で287名、管内合計628名の方々のお見送りをさせて頂きました。

〔健康増進事業〕

継続するコロナ禍で燃料価格の高騰、飲食の制限、個人消費の落込みなど大変厳しい状況が続く中、20年に渡り地域の皆様にご愛顧いただきました「武丈の湯」は、令和4年3月31日をもって閉館いたしました。

〔精米事業…コイン精米機〕

JA内各施設に設置しています(一部設置のない施設もあります)。年中無休のコイン式(30kg当たり300円)となっています。是非ご利用ください。

系統セーフティネット(貯金者保護の取組み)

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、J A バンク会員(J A ・信連・農林中金)総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、(1)個々の J A 等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2021年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2021年3月末現在で4,522億円となっています。

MEMO

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	3年度(4年3月31日)	2年度(3年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	152,925,989	154,921,237
(1) 現金	631,025	699,916
(2) 預金	124,105,130	126,576,419
系統預金	124,092,397	126,538,877
系統外預金	12,733	37,542
(3) 有価証券	2,300,230	2,346,240
国債	2,300,230	2,346,240
(4) 貸出金	25,812,143	25,293,170
(5) その他の信用事業資産	371,167	319,871
未収収益	71,926	78,418
その他の資産	299,240	241,452
(6) 貸倒引当金	△ 293,707	△ 314,380
2 共済事業資産	594	591
(1) その他の共済事業資産	594	591
3 経済事業資産	582,475	571,182
(1) 受取手形	1,961	2,017
(2) 経済事業未収金	257,594	247,731
(3) 経済受託債権	33,629	17,416
(4) 棚卸資産	237,057	252,536
購買品	192,675	210,450
その他の棚卸資産	39,389	35,731
貯蔵品	4,992	6,353
(5) その他の経済事業資産	62,698	63,489
(6) 貸倒引当金	△ 10,465	△ 12,009
4 雑資産	360,004	378,121
5 固定資産	7,584,696	7,417,575
(1) 有形固定資産	7,574,028	7,403,730
建物	4,580,467	4,667,284
機械装置	723,935	725,120
土地	5,940,562	5,985,769
建設仮勘定	325,147	3,190
その他の有形固定資産	765,789	792,173
減価償却累計額	△ 4,761,873	△ 4,769,808
(2) 無形固定資産	10,668	13,844
6 外部出資	4,813,249	4,813,249
(1) 外部出資	4,813,249	4,813,249
系統出資	4,639,656	4,639,656
系統外出資	143,593	143,593
子会社等出資	30,000	30,000
7 前払年金費用	347,959	342,179
資産の部合計	166,614,968	168,444,134

科 目	3年度(4年3月31日)	2年度(3年3月31日)
(負債の部)		
1 信用事業負債	151,429,739	153,710,558
(1) 貯金	150,982,776	153,144,407
(2) 借入金	2,141	3,082
(3) その他の信用事業負債	444,821	563,069
未払費用	28,061	29,606
その他の負債	416,760	533,462
2 共済事業負債	618,781	547,917
(1) 共済資金	443,463	370,259
(2) 未経過共済付加収入	168,992	174,600
(3) その他共済事業負債	6,324	3,058
3 経済事業負債	1,221,551	1,255,137
(1) 経済事業未払金	239,443	251,417
(2) 経済受託債務	33,856	32,009
(3) その他の経済事業負債	948,250	971,710
4 雑負債	366,261	182,604
(1) 未払法人税等	51,967	18,657
(2) リース債務	10,419	0
(3) 資産除去債務	32,134	32,889
(4) その他の負債	271,740	131,056
5 諸引当金	64,716	84,825
(1) 賞与引当金	26,862	27,044
(2) 役員退職慰労引当金	37,853	57,780
6 繰延税金負債	128,497	137,349
7 再評価に係る繰延税金負債	964,226	994,026
負債の部合計	154,793,774	156,912,419
(純資産の部)		
1 組合員資本	9,288,303	8,887,543
(1) 出資金	2,124,950	1,949,302
(2) 資本準備金	385,975	385,975
(3) 利益剰余金	6,799,855	6,563,905
利益準備金	2,517,000	2,457,000
その他利益剰余金	4,282,855	4,106,905
特別積立金	569,250	569,250
高齢者福祉事業積立金	120,000	100,000
営農振興積立金	340,000	320,000
金融事業基盤強化積立金	1,020,000	860,000
施設近代化積立金	680,000	520,000
経営安定化対策積立金	900,000	740,000
農産物販売リスク積立金	90,000	70,000
当期末処分剰余金	563,605	927,655
(うち当期剰余金)	179,697	-
(うち当期損失金)	-	106,264
(4) 処分未済持分	△ 22,478	△ 11,640
2 評価・換算差額等	2,532,890	2,644,172
(1) その他有価証券評価差額金	217,865	251,210
(2) 土地再評価差額金	2,315,025	2,392,961
純資産の部合計	11,821,194	11,531,715
負債及び純資産の部合計	166,614,968	168,444,134

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	3年度 (自 3年4月1日至 4年3月31日)	2年度 (自 2年4月1日至 3年3月31日)
1. 事業総利益	2,380,047	1,941,174
事業収益	4,990,399	6,228,318
事業費用	2,610,351	4,287,144
(1) 信用事業収益	1,248,124	890,886
資金運用収益	1,175,902	832,114
(うち預金利息)	(682,701)	(473,293)
(うち有価証券利息)	(33,585)	(13,992)
(うち貸出金利息)	(309,523)	(255,040)
(うちその他受入利息)	(150,091)	(89,787)
役務取引等収益	62,159	45,263
その他経常収益	10,062	13,507
(2) 信用事業費用	130,409	114,444
資金調達費用	55,628	47,840
(うち貯金利息)	(48,772)	(39,635)
(うち給付補填備金繰入)	(3,684)	(3,603)
(うち借入金利息)	(10)	(179)
(うちその他支払利息)	(3,160)	(4,422)
役務取引等費用	5,786	4,883
その他経常費用	68,994	61,719
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 20,673)	(△ 15,272)
信用事業総利益	1,117,714	776,442
(3) 共済事業収益	634,170	480,086
共済付加収入	588,686	431,712
その他の収益	45,483	48,373
(4) 共済事業費用	29,850	25,200
共済推進費用	12,389	12,229
その他の費用	17,461	12,970
共済事業総利益	604,319	454,886
(5) 購買事業収益	1,154,531	1,163,559
購買品供給高	1,006,089	1,129,413
購買手数料	139,211	-
修理サービス料	2,951	5,646
その他の収益	6,278	28,500
(6) 購買事業費用	953,500	955,650
購買品供給原価	843,411	875,326
購買品供給費	38,553	30,509
その他の費用	71,535	49,814
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 1,543)	(△ 4,878)
購買事業総利益	201,031	207,908
(7) 販売事業収益	1,254,233	1,210,365
販売品販売高	1,122,682	1,027,323
販売手数料	106,994	130,083
その他の収益	24,556	52,959
(8) 販売事業費用	1,137,634	1,080,383
販売品販売原価	1,007,467	918,447
販売費	6,774	8,024
その他の費用	123,392	153,911
販売事業総利益	116,599	129,982
(9) 保管事業収益	17,089	8,539
(10) 保管事業費用	1,612	1,364
保管事業総利益	15,477	7,174
(11) 農業経営事業収益	330	148
(12) 農業経営事業費用	426	446
農業経営事業総損失	95	298
(13) 加工事業収益	112,445	128,752
(14) 加工事業費用	104,882	115,303
加工事業総利益	7,562	13,448

科 目	3年度 (自 3年4月1日至 4年3月31日)	2年度 (自 2年4月1日至 3年3月31日)
(15) 葬祭事業収益	338,761	445,756
(16) 葬祭事業費用	138,074	248,294
葬祭事業総利益	200,687	197,461
(17) カントリ事業収益	43,865	47,998
(18) カントリ事業費用	24,178	18,588
カントリ事業総利益	19,686	29,410
(19) 高齢者福祉事業収益	181,114	181,606
(20) 高齢者福祉事業費用	94,118	90,762
高齢者福祉事業総利益	86,996	90,844
(21) その他事業収益	156,961	161,342
(22) その他事業費用	132,825	121,443
その他事業総利益	24,136	39,899
(23) 指導事業収入	7,492	9,913
(24) 指導事業支出	21,561	15,899
指導事業収支差額	△ 14,069	△ 5,986
2. 事業管理費	2,220,103	1,777,098
(1) 人件費	1,504,193	1,131,395
(2) 業務費	239,608	224,122
(3) 諸税負担金	69,594	49,081
(4) 施設費	401,265	360,449
(5) その他事業管理費	5,441	12,049
事業利益	159,944	164,076
3. 事業外収益	127,578	96,233
(1) 受取雑利息	313	407
(2) 受取出資配当金	87,449	39,061
(3) 貸貸料	33,598	23,907
(4) 償却債権取立益	756	336
(5) 雑収入	5,461	32,521
4. 事業外費用	3,262	4,644
(1) 寄付金	268	547
(2) 雑損失	2,994	4,096
経常利益	284,260	255,665
5. 特別利益	3,431	2,394
(1) 固定資産処分益	186	1,365
(2) 一般補助金	3,244	1,029
6. 特別損失	66,262	376,075
(1) 固定資産処分損	16,727	51,383
(2) 固定資産圧縮損	1,853	738
(3) 減損損失	47,681	323,954
税引前当期利益	221,428	-
税引前当期損失	-	118,015
法人税・住民税及び事業税	69,825	26,634
法人税等調整額	△ 28,093	△ 38,385
法人税等合計	41,731	△ 11,751
当期剰余金	179,697	-
当期損失金	-	106,264
当期首繰越剰余金	300,239	71,705
会計方針の変更による累積的影響額	5,733	-
過去の誤謬の訂正による累積的影響額	44,597	-
遡及処理後当期首繰越剰余金	350,570	-
合併に伴う繰越剰余金増加額	-	773,552
土地再評価差額金取崩額	33,338	188,661
当期末処分剰余金	563,605	927,655

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

3. 注記表

当年度(3年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式…………… 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ②市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(肥料、農薬)…………… 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(大型農機)…………… 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(上記以外)…………… 売価還元法による原価法
- その他の棚卸資産…………… 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額

を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

(2) 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

販売事業のうち委託販売については、組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業及び直売所で生産者が生産した農産物を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、買取販売については、組合員が生産した農産物を買取り、取引先等に販売する事業であり、当組合は取引先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

保管事業は、組合員が生産した米・麦の農産物及び全農等から委託された農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④加工事業

加工事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・組合員が生産した米を精米加工し、利用者に販売する事業
- ・葬祭センターで葬儀をする際に使用する生花を加工し、利用者に販売する事業
- ・組合員が生産した農産物等を原料にみそ、米粉パン、お弁当等を製造し、利用者に販売する事業

当組合は、利用者等との契約に基づき、加工または製造した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤葬祭事業

葬祭事業は、葬儀に必要な祭壇や幹旋品を購入し、組合員等へ供給及び葬祭施設において主に葬儀の執行を請け負う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥カントリー事業

カントリー事業は、米麦の乾燥調整施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成・小規模多機能介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧その他事業

その他事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・育苗事業
- ・水稲、野菜の苗を播種・育苗し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ・健康増進事業

温泉施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了

した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。(健康増進事業は令和4年3月31日をもって終了しました。)

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

二 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

(3) 米買取販売事業における支払奨励金の会計処理

米買取販売事業において、生産者等に対して支払う各種奨励金等は、従来、販売事業費用として計上しておりましたが、生産者へ支払われる対価と認められる場合は取引価格を調整する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過

的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、5,733千円増加しています。また、当事業年度の事業収益が524,744千円、事業費用が526,817千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が2,073千円それぞれ増加しています。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

三 会計上の見積りに関する注記

該当する事項はありません。

四 誤謬の訂正に関する注記

前事業年度において、減損損失計上時に貸借対照表の「再評価に伴う繰延税金負債」の取崩及び損益計算書の「法人税等調整額」の計上、貸借対照表の「土地再評価差額金」の取崩及び損益計算書末尾への「土地再評価差額金取崩額」の計上が行われていませんでした。

当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産額に反映されています。

この結果、当事業年度の期首における純資産額は44,597千円増加しています。

五 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,707,899千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	697,491千円
機械装置	530,634千円
土地	120,033千円
その他の有形固定資産	351,338千円
無形固定資産	6,550千円
雑資産(リース)	1,853千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金 3,000,000千円

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	434,066千円
子会社等に対する金銭債務の総額	68,392千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額	154,407千円
-------------------	-----------

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの額及びその合計額

債権のうち、破産更正債権及びこれらに準ずる債権額は415,921千円、危険債権額は113,518千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更正債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。貸出条件緩和債権額は3,358千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は532,797千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,997,537千円

- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

六 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	14,854千円
うち事業取引高	14,854千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,005千円
うち事業取引高	60,004千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条総合相談センター、直売所、めぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、農機具センター、福祉施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
橘支所・神戸支所	営業用店舗	土地	
氷見支所・禎瑞支所	営業用店舗	土地	
古川給油所	営業用店舗	土地	
武 丈 の 湯	営業用店舗	土地	
旧 新 堀 支 所	賃 貸 資 産	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

橘支所・神戸支所、氷見支所・禎瑞支所については、営業収支は黒字ではありますが、令和4年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

武丈の湯は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、令和4年3月末をもって閉館したことにより、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

橘支所・神戸支所	23,025千円	(土地	23,025千円)
氷見支所・禎瑞支所	9,718千円	(土地	9,718千円)
古川給油所	2,769千円	(土地	2,769千円)
武丈の湯	4,927千円	(土地	4,927千円)
旧新堀支所	7,240千円	(土地	7,240千円)
合 計	47,681千円	(土地	47,681千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

七 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交

換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他の有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下降したものと想定した場合には、経済価値が135,718千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	124,105,130	124,106,475	1,344
有価証券	2,300,230	2,300,230	—
その他の有価証券	2,300,230	2,300,230	—
貸出金	25,812,143		
貸倒引当金(*1)	△293,707		
貸倒引当金控除後	25,518,436	26,527,244	1,008,808
資産計	151,923,796	152,933,949	1,010,153
貯金	150,982,776	151,024,022	41,245
負債計	150,982,776	151,024,022	41,245

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格を時価としています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負 債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (* 1)	4,813,249

(*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	124,105,130					
有価証券 その他有価証券 の内満期があるもの						2,000,000
貸出金 (* 1、2)	1,818,183	1,504,591	1,587,236	1,615,352	1,225,357	17,953,101
合計	125,923,314	1,504,591	1,587,236	1,615,352	1,225,357	19,953,101

(*1) 貸出金のうち、当座貸越167,833千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等108,319千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (* 1)	144,242,435	2,419,909	3,942,193	137,220	114,978	126,038
合計	144,242,435	2,419,909	3,942,193	137,220	114,978	126,038

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。

八 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	2,300,230	1,999,061	301,168

*なお、上記差額から繰延税金負債83,303千円を差し引いた額217,865千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

九 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△342,179千円
退職給付費用	44,674千円
年金制度への拠出金	△50,454千円
前払年金費用	△347,959千円

3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,154,942千円
年金資産	△1,502,901千円
前払年金費用	△347,959千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	44,674千円
----------------	----------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金21,820千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、224,453千円となっています。

十 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	61,948千円
役員退職給与引当金	10,470千円
未収貸付金利息	2,977千円
部会繰越金否認	9,222千円
賞与引当金	7,430千円
減価償却超過額	85,415千円
減損損失	41,508千円
資産除去債務	8,888千円
その他	10,446千円
繰延税金資産小計	238,307千円
評価性引当額	△186,232千円
繰延税金資産合計 (A)	52,074千円

繰延税金負債

有形固定資産(資産除去債務)	△1,023千円
前払年金費用	△96,245千円
その他有価証券評価差額金	△83,303千円
繰延税金負債合計 (B)	△180,572千円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△128,497千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.46
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.32
住民税均等割等	1.84
評価性引当額の増減	△9.82
その他	1.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.85%

十一 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

十二 その他の注記

1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当事業年度におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(借手側)

(1) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は18,492千円です。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,857千円
受取利息相当分	△1,640千円
合計	16,216千円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	2,768千円	2,768千円	2,768千円	2,768千円	2,105千円	4,680千円

前年度(2年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) 子会社……………移動平均法による原価法

(2) 有価証券

①時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料、農薬)……………総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(大型農機)……………個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外)……………売価還元法による低価法

その他の棚卸資産……………総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先債権に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処

分可能見込額及び保証による回収可能額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項について、その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

二 表示方法の変更に関する注記

1. 会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

三 会計上の見積りに関する注記

該当する事項はありません。

四 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,283,782千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	370,990千円
機械装置	501,379千円
土地	67,218千円
その他の有形固定資産	344,194千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金	3,010,000千円
------	-------------

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	468,093千円
子会社等に対する金銭債務の総額	70,989千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	192,252千円
-------------------	-----------

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は5,765千円、延滞債権額は566,737千円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。貸出金のうち3カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,546千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は582,048千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,591,540千円

●同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

五 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	15,527千円
うち事業取引高	15,527千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,007千円
うち事業取引高	60,006千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産(賃貸資産と遊休資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条総合相談センター、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、農機具センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
橋支所・神戸支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産、無形固定資産	
氷見支所・禎瑞支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産	
いずみの里	営業用店舗	土地、その他の有形固定資産	
武 丈 の 湯	営業用店舗	土地、建物、機械装置	
武 丈 の 里	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
古 川 給 油 所	営業用店舗	土地、機械装置	
旧 新 堀 支 所	賃 貸 資 産	土地、建物、無形固定資産	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

橋支所・神戸支所、氷見支所・禎瑞支所については、営業収支は黒字であります。令和4年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

いずみの里、武丈の湯、武丈の里、古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	合 計	うち 土地	うち 建物	うち 機械装置	うち その他の有形固定資産	うち 無形固定資産
橋支所・神戸支所	108,824	87,664	18,425	4	2,697	31
氷見支所・禎瑞支所	83,170	64,290	18,033	662	183	-
いずみの里	26,278	25,950	-	-	327	-
武 丈 の 湯	84,389	75,887	5,540	2,961	-	-
武 丈 の 里	5,078	2,474	2,538	-	64	-
古 川 給 油 所	2,081	1,750	-	330	-	-
旧 新 堀 支 所	14,130	10,351	3,706	-	-	72
合 計	323,954	268,368	48,245	3,960	3,274	104

(4) 回収可能価額の算定方法

橋支所・神戸支所及び氷見支所・禎瑞支所の固定資産の回収可能金額については使用価値を使用しており、適用した割引率は3.123%です。

その他の各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

六 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債権等の有価証券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.07%下降したものと想定した場合には、経済価値が113,294千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	126,576,419	126,578,594	2,174
有価証券	2,346,240	2,346,240	—
その他の有価証券	2,346,240	2,346,240	—
貸出金	25,313,372		
貸倒引当金(*1、2)	△ 314,380		
貸倒引当金控除後	24,998,991	26,319,691	1,320,700
資産計	153,921,650	155,244,525	1,322,874
貯金	153,144,407	153,202,543	58,136
負債計	153,144,407	153,202,543	58,136

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金20,201千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	4,815,249

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	126,576,419					
有価証券 その他有価証券の内満期があるもの						2,000,000
貸出金(*1、2)	1,965,378	1,479,669	1,384,433	1,468,719	1,502,759	17,351,337
合計	128,541,797	1,479,669	1,384,433	1,468,719	1,502,759	19,351,337

(*1) 貸出金のうち、当座貸越189,144千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等140,872千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	142,527,072	7,924,279	2,249,834	202,902	104,235	136,085
合計	142,527,072	7,924,279	2,249,834	202,902	104,235	136,085

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。

七 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	2,346,240	1,998,975	347,264

*なお、上記差額から繰延税金負債96,053千円を差し引いた額251,210千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、外部出資株式1,999千円の減損処理を行っています。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

八 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 23,438千円
合併による増加額	△ 218,463千円
退職給付費用	△ 26,688千円
退職給付の支払額	△ 15,574千円
年金制度への拠出金	△ 58,014千円
前払年金費用	△ 342,179千円

3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,140,506千円
年金資産	△ 1,482,686千円
前払年金費用	△ 342,179千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△ 26,688千円
----------------	------------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,999千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、251,301千円となっています。

九 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	68,181千円
役員退職給与引当金	15,982千円
未収貸付金利息	2,748千円
部会繰越金否認	8,300千円
賞与引当金	7,480千円
減価償却超過額	92,339千円
減損損失	41,774千円
資産除去債務	9,097千円
その他	16,730千円
繰延税金資産小計	262,635千円
評価性引当額	△ 207,985千円
繰延税金資産合計(A)	54,650千円

繰延税金負債

有形固定資産(資産除去債務)	△ 1,299千円
前払年金費用	△ 94,646千円
その他有価証券評価差額金	△ 96,053千円
繰延税金負債合計(B)	△ 191,999千円
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△ 137,349千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当事業年度は税引前当期損失となっているため、記載を省略しています。

十 その他の注記

1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当事業年度におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(借手側)

(1) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は29,271千円です。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,325千円
受取利息相当分	△ 1,391千円
合計	15,934千円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	2,468千円	2,468千円	2,468千円	2,468千円	2,468千円	4,985千円

十一 合併に関する注記

当事業年度において、合併対象資産の全部について、当該合併直前の帳簿価額を付す合併が行われています。

- 被合併組合の名称 新居浜市農業協同組合
- 合併の目的 合併を通じて、2 J Aが持つ経営資源を有効かつ有機的に活用し「健全で堅固な J A 経営」を確立し、安定的かつ高水準の総合事業活動を継続的に提供し、組合員及び地域の皆さまが安心して暮らせる地域社会づくりに貢献する。
- 合併日 令和2年11月1日
- 合併存続組合の名称 西条市農業協同組合
(合併後 えひめ未来農業協同組合に名称変更)
- 合併比率及び算定方法 1対1の対等合併
- 出資1口当たりの金額 1,000円
- 被合併組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳
資 産 90,903,685千円(うち預金 73,623,254千円、うち有価証券 2,366,850千円、
うち貸出金 7,939,514千円、うち経済事業未収金 47,070千円)
負 債 84,708,266千円(うち貯金 83,363,220千円)
純資産 6,195,419千円(うち出資金 837,903千円)
なお、これらについては帳簿価額で処理しており、会計処理も統一しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	3年度	2年度
1. 当期末処分剰余金	563,605,986	927,655,338
2. 剰余金処分額	260,147,327	627,416,191
(1)利益準備金	50,000,000	60,000,000
(2)任意積立金	190,000,000	540,000,000
うち高齢者福祉積立金	10,000,000	20,000,000
うち営農振興積立金	20,000,000	20,000,000
うち金融事業基盤強化積立金	50,000,000	160,000,000
うち施設近代化積立金	50,000,000	160,000,000
うち経営安定化対策積立金	50,000,000	160,000,000
うち農産物販売リスク積立金	10,000,000	20,000,000
(3)出資配当金	20,147,327	27,416,191
普通出資に対する配当金	20,147,327	27,416,191
3. 次期繰越剰余金	303,458,659	300,239,147

- (注) 1. 出資配当金は年1%の割合です。
 2. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額等は次のとおりです。
 3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金20,000千円が含まれています。

目的積立金

(単位：千円)

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期末残高
高齢者福祉事業積立金	福祉関連施設の取得、更新、修繕に必要な資金を積み立て、高齢者福祉事業に資することを目的とする。	300,000	高齢者福祉事業で多額の支出を要する場合に取り崩す。	120,000
営農振興積立金	営農指導事業の強化に努め、地域営農振興に資することを目的とする。	800,000	営農振興に係る多額の支出を要した場合に相当額を取り崩す。	340,000
金融事業基盤強化積立金	金融環境のめまぐるしい変動に対応し、金融事業の基盤強化に資することを目的とする。	1,500,000	債権処理など金融事業で多額の支出を要する場合に取り崩す。	1,020,000
施設近代化積立金	施設の近代化に必要な資金を積み立て、経営の安定・強化に資することを目的とする。	1,500,000	施設の取得、更新等で多額の支出を要した場合に取り崩す。	680,000
経営安定化対策積立金	将来突発的に発生する可能性のあるリスクへの備えとして、組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応することを目的とする。	1,500,000	以下の事由が発生した場合に必要と認められた範囲内で取り崩す。 1. 固定資産の減損損失及び固定資産の撤去・除去並びに修繕 2. 会計変更等の影響に伴う多額の処理 3. その他1～2に準ずる支出または組合の財務に大きな影響を及ぼす損失・支出	900,000
農産物販売リスク積立金	農産物の販売による貸倒損失や農産物の販売に伴う将来的なリスク等に備えることを目的とする。	200,000	農産物の販売にかかる貸倒損失や市場価格変動等の臨時的損失、農産物の販売に伴う事故や災害等により臨時的費用を計上した場合に取り崩す。	90,000

5. 部門別損益計算書(3年度)

(単位：千円)

区 分	算 式	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4,990,399	1,245,141	632,961	1,946,785	1,158,513	6,997	
事業費用	②	2,610,351	127,426	28,641	1,680,918	757,060	16,304	
事業総利益	③=①-②	2,380,047	1,117,714	604,319	265,867	401,452	△ 9,306	
事業管理費	④	2,220,103	805,301	510,222	413,722	432,929	57,928	
(うち減価償却費※)	⑤	139,158	30,109	15,042	68,322	22,935	2,748	
(うち人件費※)	⑤'	1,504,193	541,804	408,129	241,368	269,512	43,378	
うち共通管理費	⑥		305,898	236,937	135,604	139,320	29,043	△ 846,804
(うち減価償却費※)	⑦		19,065	14,767	8,451	8,683	1,810	△ 52,779
(うち人件費※)	⑦'		187,500	145,230	83,119	85,396	17,802	△ 519,050
事業利益	⑧=③-④	159,944	312,413	94,097	△ 147,854	△ 31,476	△ 67,234	
事業外収益	⑨	127,578	73,108	37,807	7,070	8,089	1,503	
うち共通分	⑩		15,832	12,263	7,018	7,211	1,503	△ 43,828
事業外費用	⑪	3,262	554	429	245	1,980	52	
うち共通分	⑫		554	429	245	252	52	△ 1,534
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	284,260	384,967	131,475	△ 141,030	△ 25,367	△ 65,784	
特別利益	⑭	3,431	67	52	2,974	30	306	
うち共通分	⑮		67	52	29	30	6	△ 186
特別損失	⑯	66,262	23,936	18,540	10,611	10,901	2,272	
うち共通分	⑰		23,936	18,540	10,611	10,901	2,272	△ 66,262
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	221,428	361,098	112,986	△ 148,667	△ 36,238	△ 67,750	
営農指導事業分配賦額	⑲		24,663	16,109	12,774	14,204	△ 67,750	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	221,428	336,435	96,877	△ 161,441	△ 50,443		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦割合)は次のとおりです。(単位：%)

	信用	共済	農業関連	生活その他	営農指導	計
共通管理費等	36.13	27.98	16.01	16.45	3.43	100
営農指導事業費	36.40	23.78	18.86	20.96		100

3. 部門別の資産 (単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	その他事業合計	共通資産
事業別の資産	153,509,058	152,925,989	594	582,475	13,105,908
総資産(共通資産配分後)	166,614,968	157,661,154	3,667,627	5,286,185	-

6. 会計監査人の監査

3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
経常収益(事業収益)	5,912	5,896	5,937	4,782	4,990
信用事業収益	707	715	675	890	1,245
共済事業収益	352	358	338	480	632
農業関連事業収益	3,787	3,805	3,901	2,343	1,946
生活その他事業収益	1,061	1,010	1,016	1,057	1,158
営農指導事業	5	6	6	9	6
経常利益	199	181	159	255	284
当期剰余金	△122	97	137	△106	179
出資金 (出資口数)	939 (939,943)	953 (953,896)	1,010 (1,010,744)	1,949 (1,949,302)	2,124 (2,124,950)
総資産額	74,990	79,191	79,040	168,444	166,614
純資産額	5,105	5,200	5,379	11,531	11,821
貯金等残高	66,960	71,151	70,852	153,144	150,982
貸出金残高	15,882	16,514	17,287	25,293	25,812
剰余金処分配当金額	18	13	14	27	20
出資配当の額	18	13	14	27	20
職員数	157	156	159	275	356
単体自己資本比率	14.60	13.89	13.81	15.69	16.14

- (注) 1. 経常利益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行などの当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	3年度	2年度	増減
資金運用収支	1,120	784	336
役員取引等収支	56	40	16
その他信用事業収支	△58	△48	△10
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,176 (0.76)	776 (0.50)	400 (0.26)
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,662 (1.52)	2,115 (1.26)	547 (0.26)
事業純益	442	335	107
実質事業純益	442	338	104
コア事業純益	442	338	104
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	442	338	104

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	3年度			2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	154,532	1,024	0.66	106,257	741	0.70
うち預金	126,827	682	0.54	84,853	473	0.56
うち有価証券	1,998	33	1.65	857	13	1.52
うち貸出金	25,707	309	1.20	20,547	255	1.24
資金調達勘定	154,318	52	0.03	106,428	43	0.04
うち貯金・定積	154,313	52	0.03	106,390	43	0.04
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	5	0	0.00	38	0	0.00
総資金利ざや	—	—	0.31	—	—	0.35

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	3年度増減額	2年度増減額
受取利息	283	205
うち預金	209	157
うち有価証券	20	13
うち貸出金	54	35
支払利息	9	0
うち貯金・定期貯金	9	0
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差引	274	205

- (注) 1. 増減額は前年対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	3年度	2年度	増減
流動性貯金	62,068 (40.22)	58,792 (37.90)	3,276
定期性貯金	92,208 (59.76)	96,290 (62.08)	△ 4,082
その他の貯金	32 (0.02)	34 (0.02)	△ 2
小計	154,309 (100.00)	155,117 (100.00)	△ 808
譲渡性貯金	0 (0.00)	0 (0.00)	0
合計	154,309 (100.00)	155,117 (100.00)	△ 808

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	3年度	2年度	増減
定期貯金	85,231	91,066	△ 5,835
うち固定金利定期	85,227 (99.99)	91,064 (100.00)	△ 5,837
うち変動金利定期	4 (0.01)	2 (0.00)	2

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

科目	3年度	2年度	増減
手形貸付	86	110	△ 24
証書貸付	25,443	24,952	491
当座貸越	180	182	△ 2
割引手形	0	0	0
合計	25,710	25,245	465

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	3年度	2年度	増減
固定金利貸出	22,725 (88.39)	22,476 (89.04)	249
変動金利貸出	2,792 (10.86)	2,569 (10.18)	223
その他	192 (0.75)	199 (0.79)	△ 7
合計	25,710 (100.00)	25,245 (100.00)	465

(注) ()内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項目	3年度	2年度	増減
貯金・定期積金等	350	379	△ 29
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	2	3	△ 1
その他担保物	48	70	△ 22
小計	400	453	△ 53
農業信用基金協会保証	15,680	14,809	871
その他保証	2,668	2,252	416
小計	18,348	17,061	1,287
信用	7,063	7,777	△ 714
合計	25,812	25,293	519

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	3年度	2年度	増減
設備資金	24,541 (95.08)	23,876 (94.4)	665
運転資金	1,271 (4.92)	1,417 (5.6)	△ 146
合計	25,812 (100.00)	25,293 (100.00)	519

(注) ()内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業種	3年度	2年度	増減
農業	2,110 (8.18)	2,531 (10.01)	△ 421
林業	40 (0.16)	43 (0.17)	△ 3
水産業	59 (0.23)	59 (0.23)	0
製造業	4,725 (18.31)	4,297 (16.99)	428
鉱業	333 (1.29)	308 (1.22)	25
建設・不動産業	2,768 (10.73)	2,722 (10.76)	46
電気・ガス・熱供給水道業	382 (1.48)	339 (1.34)	43
運輸・通信業	1,299 (5.03)	1,296 (5.12)	3
金融・保険業	345 (1.34)	382 (1.51)	△ 37
卸売・小売・サービス業・飲食業	4,233 (16.40)	4,168 (16.48)	65
地方公共団体	127 (0.49)	139 (0.55)	△ 12
非営利法人	0 (0.00)	0 (0.00)	0
その他	9,384 (36.38)	9,004 (35.62)	380
合計	25,812 (100.00)	25,293 (100.00)	519

(注) ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	3年度	2年度	増 減
農 業	699	590	109
耕 作	115	94	21
野 菜	26	16	10
果樹・樹園農業	8	9	△1
養豚・肉牛・酪農	90	99	△9
その他農業	458	370	88
合 計	699	590	109

- (注) 1. 農業関連の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	3年度	2年度	増 減
プロパー資金	322	242	80
農業制度資金	377	347	30
農業近代化資金	284	245	39
その他制度資金	92	102	△10
合 計	699	590	109

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

〔受託貸付金〕

該当取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額					
		担保	保証	引当	合計		
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	3年度	408	132	0	274	408	
	2年度	401	119	0	282	401	
危険債権	3年度	110	81	11	14	107	
	2年度	170	105	47	17	169	
要管理債権	3年度	3	3	—	—	3	
	2年度	9	4	—	—	4	
	三月以上延滞債権	3年度	—	—	—	—	—
		2年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	3年度	3	3	—	—	3	
	2年度	9	4	—	—	4	
小 計	3年度	522	217	12	289	518	
	2年度	582	228	47	299	574	
正 常 債 権	3年度	25,302					
	2年度	24,724					
合 計	3年度	25,824					
	2年度	25,306					

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	3年度					2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	14	4	—	14	4	11	14	—	11	14
個別貸倒引当金	311	299	—	311	299	330	311	19	310	311
合 計	326	304	—	326	304	341	326	19	321	326

⑪ 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種 類		3年度		2年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	20	174	9	82
	金額	12,602	31,457	9,089	23,730
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	0	20	1	28
雑 為 替	件数	0	1	0	0
	金額	416	1,820	351	467
合 計	件数	21	176	10	83
	金額	13,019	33,298	9,442	24,225

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	3年度	2年度	増 減
国 債	1,998	2,398	△ 400
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—
合 計	1,998	2,398	△ 400

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
2年度								
国 債						2,346,240		2,346,240
地 方 債								
政府保証債								
金 融 債								
短期社債								
社 債								
株 式								
その他の証券								
合 計	0	0	0	0	0	2,346,240	0	2,346,240
3年度								
国 債						2,300,230		2,300,230
地 方 債								
政府保証債								
金 融 債								
短期社債								
社 債								
株 式								
その他の証券								
合 計	0	0	0	0	0	2,300,230	0	2,300,230

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の有価証券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

種 類	3年度			2年度			
	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	
又は貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	2,300	1,999	301	2,346	1,999	347
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,300	1,999	301	2,346	1,999	347
	合 計	2,300	1,999	301	2,346	1,999	347
又は貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	3年度		2年度			
	新契約高	保有高	新契約高	保有高		
生命総合共済	終 身 共 済	3,396	100,790	3,570	103,987	
	定 期 生 命 共 済	29	982	261	732	
	養 老 生 命 共 済	うちこども共済	412	17,312	502	19,361
			398	10,348	470	10,712
	医 療 共 済	47	4,358	33	4,689	
	が ん 共 済	—	839	—	876	
	定 期 医 療 共 済	—	880	—	935	
	介 護 共 済	215	1,593	295	1,416	
年 金 共 済	—	235	—	235		
建 物 更 生 共 済	15,467	190,179	22,903	196,695		
合 計	19,567	317,172	27,567	328,930		

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	3年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済	1	4,846	201	5,251
が ん 共 済	26	1,900	47	1,946
定 期 医 療 共 済	—	227	—	241
合 計	28	6,975	248	7,439

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	3年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	274	2284	358	2130
生活障害共済(一時金型)	94	779	85	828
生活障害共済(定期年金型)	42	323	78	305
特 定 重 度 疾 病 共 済	28	613	639	639
合 計	439	4,000	1,161	3,903

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	3年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	85	3,266	532	3,369
年 金 開 始 後	—	487	—	484
合 計	85	3,753	532	3,854

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	3年度		2年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	22,081	19	22,117	19
自 動 車 共 済		446		445
傷 害 共 済	9,651	7	10,720	7
賠 償 責 任 共 済		0		0
自 賠 責 共 済		59		66
合 計		532		539

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績**(1) 買取購買品(生産資材)取扱実績**

(単位:百万円)

種 類	3年度		2年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥 料	163	27	143	24
農 薬	166	32	150	30
飼 料	97	1	44	0
農 業 機 械	243	22	161	16
自 動 車	22	0	17	0
そ の 他	133	27	101	13
合 計	826	111	619	85

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	3年度		2年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	50	6	75	9
麦・豆・雑穀	8	7	12	6
野 菜	555	14	478	11
果 樹	2	0	2	0
花 き ・ 花 木	0	0	0	0
畜 産 物	204	0	82	0
直 販 品	697	77	636	81
合 計	1,519	106	1,288	110

(3) 保管事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		3年度	2年度
収 益	保 管 料	10	8
	そ の 他	6	0
	小 計	17	8
費 用	その他の費用	1	1
	小 計	0	1
差 引		15	7

(4) 会館利用事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	3年度	2年度
	取扱高	取扱高
会 場 幹 旋	1	3

(5) 加工事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	3年度	2年度
	取扱高	取扱高
生 花	12	15
精 米	64	70
製 造	35	40
合 計	112	127

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品(生活物資)取扱実績

(単位:百万円)

種 類	3年度		2年度	
	供給高	粗収益	供給高	粗収益
食 品	14	2	7	1
耐 久 消 費 材	0	0	2	0
日 用 保 健 雑 貨	14	2	7	1
燃 料	331	52	296	49
家 庭 燃 料	190	131	150	110
そ の 他	77	8	45	5
合 計	628	196	509	168

(2) 介護事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		3年度	2年度
収 益	居宅介護支援	33	33
	訪 問 介 護	41	32
	福祉用具貸与	-	-
	通 所 介 護	71	70
	小規模多機能	35	45
	合 計	181	181
費 用	介護労務費	81	75
	介護経費	4	5
	介護材料費	5	5
	介護雑費	3	4
	合 計	94	90

(3) その他事業取扱実績

① 精米事業

(単位:百万円)

種 類	3年度	2年度
コ イ ン 精 米	6	7

② 葬祭事業

(単位:件、百万円)

種 類	3年度	2年度
取 扱 件 数	341	363
祭 壇	153	168
幹 旋 品	116	137

③ 健康増進施設事業

(単位:百万円)

種 類	3年度	2年度
利 用 料	46	68

5. 指導事業

【営農指導事業】

(単位:百万円)

項 目		3年度	2年度
収 入	実 費 収 入	0	0
	指 導 雑 収 入	7	9
	計	7	9
支 出	営農改善費	10	9
	組 織 育 成 費	6	2
	計	16	11

【生活指導事業】

(単位:百万円)

項 目		3年度	2年度
収 入	実 費 収 入	-	0
	指 導 雑 収 入	0	0
	計	0	0
支 出	生活文化改善費	0	1
	組 織 育 成 費	3	2
	教 育 情 報 費	0	0
	計	4	4

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	3年度	2年度	増減
総資産経常利益率	0.16	0.21	△ 0.05
資本経常利益率	2.49	3.23	△ 0.74
総資産当期純利益率	0.10	△ 0.09	0.19
資本当期純利益率	1.57	△ 1.34	2.91

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

項目	3年度	2年度	増減	
貯貸率	期末	17.10	16.52	0.58
	期中平均	16.66	19.31	△ 2.65
貯証率	期末	1.52	1.53	△ 0.01
	期中平均	1.30	0.81	0.49

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高/貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高/貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高/貯金平均残高×100

MEMO

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項目	3年度	2年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,268,156	8,860,126
うち、出資金及び資本準備金の額	2,510,925	2,335,277
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	6,799,855	6,563,905
うち、外部流出予定額(△)	20,147	27,416
うち、上記以外に該当するものの額	△ 22,478	△ 11,640
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,750	14,491
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,750	14,491
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	295,132	457,243
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,568,039	9,331,860
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	10,668	13,844
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10,668	13,844
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	347,959	342,179
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0

項目	3年度	2年度
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	358,628	356,023
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,209,411	8,975,837
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	53,106,238	53,636,010
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,279,251	3,386,987
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,279,251	3,386,987
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,924,251	3,403,186
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	57,030,490	57,039,196
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.14%	15.73%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	3年度			2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	631	—	—	699	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	—	—	2,002	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	127	—	—	139	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	124,118	24,823	992	126,617	25,323	1,012
法人等向け	1,568	1,363	54	2,489	2,275	91
中小企業等向け及び個人向け	780	442	17	1,313	788	31
抵当権付住宅ローン	4,347	1,505	60	4,079	1,410	56
不動産取得等事業向け	1,287	1,281	51	97	97	3
三月以上延滞等	122	38	1	131	46	18
取立未済手形	13	2	0	12	2	0
信用保証協会等保証付	15,688	1,559	62	14,816	1,472	58
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	349	349	13	349	349	139
（うち出資等のエクスポージャー）	349	349	13	349	349	139
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	0	—	—	—
上記以外	11,942	18,459	738	11,931	18,482	739
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,463	11,159	446	4,463	11,159	446
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	7,478	7,299	291	7,467	7,323	292
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—

信用リスクアセット	3年度			2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエク スポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちロックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されるも のの額	—	3,279	131	—	3,386	135
他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエク スポージャー別計	162,980	53,106	2,124	164,861	53,636	2,145
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポ ージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	162,980	53,106	2,124	164,861	53,636	2,145
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額	所要自己 資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額	所要自己 資本額
	a	b=a×4%	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%
		3,924	157	3,403	136	136
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%
		57,030	2,281	57,039	2,281	2,281

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によるお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R & I、Moody's、JCR、S & P、F i t c h	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R & I、Moody's、JCR、S & P、F i t c h	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位:百万円)

	3年度					2年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	162,980	25,839	2,002	-	122	164,866	25,327	2,002	-	131
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	162,980	25,839	2,002	-	122	164,866	25,327	2,002	-	131
法人	農業	719	719	-	-	729	729	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	385	385	-	-	363	363	-	-	-
	鉱業	54	54	-	-	18	18	-	-	-
	建設・不動産業	2,620	2,590	-	-	3,000	2,970	-	-	2
	電気・ガス・熱供給・水道業	55	55	-	-	29	29	-	-	-
	運輸・通信業	291	291	-	-	294	294	-	-	-
	金融・保険業	128,719	12	-	-	131,218	13	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,173	964	-	-	6	1,143	934	-	6
	日本国政府・地方公共団体	2,205	203	2,002	-	-	2,196	194	2,002	-
	上記以外	1,094	1,094	-	-	10	920	920	-	-
個人	19,750	19,467	-	-	106	19,145	18,857	-	-	
その他	5,910	0	-	-	-	5,806	-	-	-	
業種別残高計	162,980	25,839	2,002	-	122	164,866	25,327	2,002	-	
残存期間別残高計	162,980	25,839	2,002	-	122	164,866	25,327	2,002	-	
1年以下	124,298	179	-	-	126,934	316	-	-	-	
1年超3年以下	671	671	-	-	488	488	-	-	-	
3年超5年以下	1,104	1,104	-	-	1,118	1,118	-	-	-	
5年超7年以下	1,125	1,125	-	-	1,057	1,057	-	-	-	
7年超10年以下	1,247	1,247	-	-	1,468	1,468	-	-	-	
10年超	23,210	21,207	2,002	-	22,461	20,459	2,002	-	-	
期限の定めのないもの	11,322	302	-	-	11,338	418	-	-	-	
残存期間別残高計	162,980	25,839	2,002	-	164,866	25,327	2,002	-	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

区 分	3年度					2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	14	4	-	14	4	11	14	-	11	14
個別貸倒引当金	311	299	-	311	299	330	311	19	311	311

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位:百万円)

区 分	3年度						2年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国 内	311	299	-	311	299		330	311	19	311	311		
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	311	299	-	311	299		330	311	19	311	311		
法 人	農業	3	3	-	3	3	-	-	3	-	-	3	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	16	-	-	16	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	177	174	-	177	174	-	211	177	-	211	177	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	6	6	-	6	6	-	7	6	-	7	6	-
上記以外	-	10	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	123	104	-	123	104	-	95	123	19	95	123	19	
業種別計	311	299	-	311	299	-	330	311	19	311	311	19	

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位:百万円)

	3年度			2年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウェイト 0%	-	3,265	3,265	-	3,378	3,378
リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 10%	-	15,597	15,597	-	14,725	14,725
リスク・ウェイト 20%	-	124,132	124,132	-	126,630	126,630
リスク・ウェイト 35%	-	4,306	4,306	-	4,038	4,038
リスク・ウェイト 50%	-	31	31	-	32	32
リスク・ウェイト 75%	-	593	593	-	1,068	1,068
リスク・ウェイト 100%	-	13,821	13,821	-	13,682	13,682
リスク・ウェイト 150%	-	46	46	-	47	47
リスク・ウェイト 250%	-	4,463	4,463	-	4,463	4,463
その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-
計	-	166,260	166,260	-	168,068	168,068

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	3年度			2年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	4	1	—	7	0	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	4	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	9	1	—	7	0	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項**(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思

決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については総合管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	3年度		2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	4,813	4,813	4,813	4,813
合 計	4,813	4,813	4,813	4,813

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当はありません。

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当はありません。

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当はありません。

9. 金利リスクに関する事項**(1) 金利リスクの算定手法の概要**

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatchが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適

切なりリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針および手続の概要

○ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(I R R B B)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するI R R B Bの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でI R R B Bを計測しています。

○ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しています。

○ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

○ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○ 内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

○ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

○ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○ 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

○ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

I R R B B 1 : 金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,222	1,329	102	88
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,214	1,294		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,222	1,329		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額		9,209		8,975

VI 連結情報

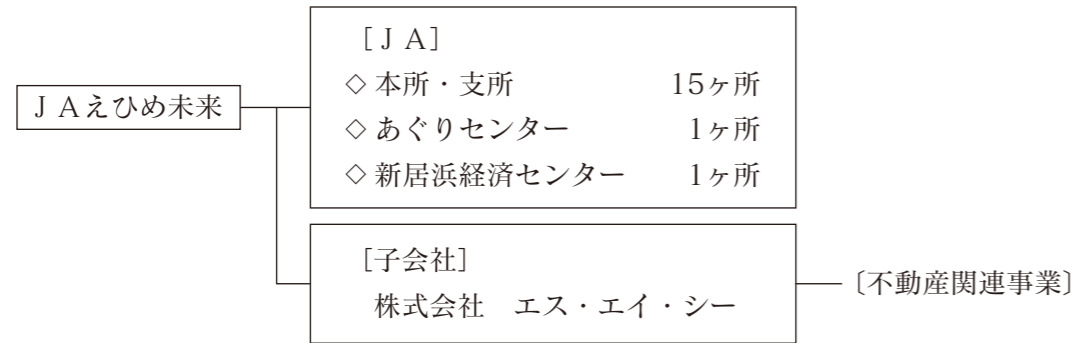
1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A えひめ未来のグループは、当 J A、子会社株式会社エス・エイ・シーで構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は株式会社エス・エイ・シーです。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違ありません。



(2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名称	主たる事務所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当 J A の議決権比率	他の子会社等の議決権比率
株式会社 エス・エイ・シー	西条市神拝甲 478-1	不動産賃貸・ 管理	平成10年7月13日	30	100	100

(3) 連結事業概況(3年度)

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

3年度の当 J A の連結決算は、子会社・子法人等を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益2,435百万円、連結当期剰余金193百万円、連結純資産11,918百万円、連結総資産166,662百万円で、連結自己資本比率は16.10%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社 エス・エイ・シー

3年度は、J A えひめ未来と連携し、不動産の賃貸で70百万円の取扱いを行いました。

この結果、当期利益は14百万円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
連結事業収益	6,018	5,996	6,046	4,722	5,209
信用事業収益	698	706	666	883	1,241
共済事業収益	352	358	338	480	634
農業関連事業収益	3,787	3,805	3,901	2,373	2,408
その他事業収益	1,181	1,127	1,141	986	926
連結経常利益	203	198	176	273	305
連結当期利益	△ 119	108	148	△ 94	193
連結純資産額	5,155	5,260	5,451	11,615	11,918
連結総資産額	74,958	79,189	79,053	168,473	166,662
連結自己資本比率	14.59	13.86	13.77	15.65	16.10

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	3年度 (4年3月31日)	2年度 (3年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	152,492	154,453
(1) 現金及び預金	124,736	127,276
(2) 有価証券	2,300	2,346
(3) 貸出金	25,378	24,825
(4) その他の信用事業資産	370	319
(5) 貸倒引当金	△ 292	△ 313
2 共済事業資産	0	0
(1) その他の共済事業資産	0	0
3 経済事業資産	582	571
(1) 受取手形及び経済事業未収金	293	267
(2) 棚卸資産	237	252
(3) その他の経済事業資産	62	63
(4) 貸倒引当金	△ 10	△ 12
4 雑資産	360	378
5 固定資産	8,095	7,944
(1) 有形固定資産	8,084	7,930
建物	4,774	4,876
機械装置	723	725
土地	6,256	6,301
建設仮勘定	325	3
その他の有形固定資産	766	793
減価償却累計額	△ 4,761	△ 4,769
(2) 無形固定資産	10	13
6 外部出資	4,783	4,783
(1) 外部出資	4,783	4,783
7 退職給付に係る資産	347	342
資産の部合計	166,662	168,473

科 目	3年度 (4年3月31日)	2年度 (3年3月31日)
(負債の部)		
1 信用事業負債	151,366	153,645
(1) 貯金	150,919	153,078
(2) 借入金	2	3
(3) その他の信用事業負債	444	563
2 共済事業負債	618	547
(1) 共済資金	443	370
(2) その他の共済事業負債	175	177
3 経済事業負債	1,216	1,250
(1) 支払手形及び経済事業未払金	268	278
(2) その他の経済事業負債	948	971
4 雑負債	384	199
5 諸引当金	64	84
(1) 賞与引当金	26	27
(2) 役員退職慰労引当金	37	57
6 繰延税金負債	128	137
7 再評価に係る繰延税金負債	964	994
負債の部合計	154,743	156,858
(純資産の部)		
1 組合員資本	9,385	8,970
(1) 出資金	2,124	1,949
(2) 資本剰余金	385	385
(3) 利益剰余金	6,897	6,647
(4) 処分未済持分	△ 22	△ 11
2 評価・換算差額等	2,532	2,644
(1) 土地再評価差額金	2,532	2,644
純資産の部合計	11,918	11,615
負債及び純資産の部合計	166,662	168,473

(6) 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	3年度 (自 3年4月1日 至 4年3月31日)	2年度 (自 2年4月1日 至 3年3月31日)
1 事業総利益	2,435	1,995
(1) 信用事業収益	1,241	883
資金運用収益	1,168	824
(うち預金利息)	682	473
(うち有価証券利息)	33	13
(うち貸出金利息)	302	247
(うちその他受入利息)	150	89
役務取引等収益	62	45
その他事業直接収益	10	13
(2) 信用事業費用	130	114
資金調達費用	55	47
(うち貯金利息)	48	39
(うち給付補てん備金繰入)	3	3
(うち借入金利息)	0	0
(うちその他支払利息)	3	4
役務取引等費用	5	4
その他経常費用	68	61
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 20	△ 15
信用事業総利益	1,110	768
(3) 共済事業収益	634	480
共済付加収入	588	431
その他の収益	45	48
(4) 共済事業費用	29	25
共済推進費及び共済保全費	12	12
その他の費用	17	12
共済事業総利益	604	454
(5) 購買事業収益	1,154	1,163
購買品供給高	1,006	1,129
購買手数料	139	—
その他の収益	9	33
(6) 購買事業費用	953	955
購買品供給原価	843	875
その他の費用	110	80
購買事業総利益	200	207
(7) 販売事業収益	1,254	1,210
販売品販売高	1,122	1,027
販売手数料	106	130
その他の収益	24	52
(8) 販売事業費用	1,137	1,080
販売品販売原価	1,007	918
販売費	6	8
その他の費用	123	153

科 目	3年度 (自 3年4月1日 至 4年3月31日)	2年度 (自 2年4月1日 至 3年3月31日)
販売事業総利益	116	129
(9)その他事業収益	926	986
(10)その他事業費用	523	552
その他事業総利益	402	434
2 事業管理費	2,253	1,813
(1) 人件費	1,504	1,132
(2) その他事業管理費	749	681
事業利益	181	182
3 事業外収益	127	96
(1) 受取雑利息	0	0
(2) 受取出資配当金	87	39
(3) 賃貸料	33	23
(4) 償却債権取立益	0	0
(5) その他の事業外収益	5	32
4 事業外費用	3	4
(1) 寄付金	0	0
(2) その他の事業外費用	2	4
経常利益	305	273
5 特別利益	3	2
(1) 固定資産処分益	0	1
(2) その他の特別利益	3	1
6 特別損失	66	376
(1) 固定資産処分損	16	51
(2) 固定資産圧縮損	1	0
(3) 減損損失	47	323
(4) その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期利益	243	—
税金等調整前当期損失	—	99
法人税、住民税及び事業税	77	32
法人税等調整額	△ 28	△ 38
法人税等合計	49	△ 5
当期利益	193	—
当期損失	—	94
当期剰余金	193	—
当期損失金	—	94

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	3年度 (自 3年4月1日 至 4年3月31日)	2年度 (自 2年4月1日 至 3年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	243	—
税金等調整前当期損失	—	99
減価償却費	155	145
減損損失	47	323
のれん償却額	—	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 22	△ 39
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 0	5
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	—
その他引当金等の増減額 (△は減少)	△ 19	7
信用事業資金運用収益	△ 1,168	△ 824
信用事業資金調達費用	55	47
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 87	△ 39
支払雑利息	—	—
有価証券関係損益 (△は益)	△ 10	△ 13
固定資産売却損益 (△は益)	16	50
外部出資関係損益 (△は益)	—	—
持分法による投資損益 (△は益)	—	—
資産除去債務関連費用	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△ 552	△ 99
預金の純増 (△) 減	2,549	440
貯金の純増減 (△)	△ 2,159	△ 1,067
信用事業借入金の純増減 (△)	△ 0	△ 0
その他信用事業資産の純増減 (△)	△ 51	189
その他信用事業負債の純増減 (△)	—	△ 16
.....		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	—	—
共済借入金の純増減 (△)	—	—
共済資金の純増減 (△)	73	△ 88
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△ 5	△ 4
その他共済事業資産の純増減 (△)	△ 0	0
その他共済事業負債の純増減 (△)	3	0
.....		
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	△ 9	119
経済受託債権の純増 (△) 減	△ 16	23
棚卸資産の純増 (△) 減	154	8
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△ 11	5
経済受託債務の純増減 (△)	1	0
その他経済事業資産の増減 (△)	0	6
その他経済事業負債の増減 (△)	△ 23	6
.....		
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増 (△) 減	12	△ 190

科 目	3年度 (自 3年4月1日 至 4年3月31日)	2年度 (自 2年4月1日 至 3年3月31日)
その他負債の増減 (△)	189	6
未払消費税の増減額 (△は減少)	△ 5	3
.....		
信用事業資金運用による収入	1,168	824
信用事業資金調達による支出	△ 57	△ 255
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
.....		
小 計	320	△ 525
雑利息及び出資配当金の受取額	87	39
雑利息の支払額	—	—
.....		
法人税等の支払額	△ 77	△ 32
事業活動によるキャッシュ・フロー	331	△ 518
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	0	20
有価証券の売却による収入	△ 36	13
固定資産の取得による支出	△ 370	△ 242
固定資産の売却による収入	△ 6	△ 132
補助金の受入による収入	3	1
外部出資による支出	—	—
外部出資の売却等による収入	△ 0	△ 1
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	—	—
資産除去債務履行による支出	1	—
.....		
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 408	△ 341
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備の借入れによる収入	—	—
設備借入金の返済による支出	—	—
出資の増額による収入	278	204
出資の払戻しによる支出	△ 102	△ 103
持分の取得による支出	△ 22	△ 11
持分の譲渡による収入	11	3
出資配当金の支払額	△ 27	△ 14
非支配株主への配当金支払額	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	—	—
.....		
財務活動によるキャッシュ・フロー	137	77
4 現金及び現金同等物にかかる換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	69	△ 498
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,401	872
7 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	1,027
8 現金及び現金同等物の期末残高	1,471	1,401

(8) 連結注記表

当年度(3年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社様式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ② 市場価値のない株式等…移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(肥料、農薬)……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(大型農機)……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(上記以外)……………売価還元法による低価法
その他の棚卸資産……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可

能見込額及び保証による回収可能額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

(2) 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

販売事業のうち委託販売については、組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業及び産直市で生産者が生産した農産物を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、買取販売については、組合員が生産した農産物を買取り、取引先等に販売する事業であり、当組合は取引先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益

を認識しています。

③ 保管事業

保管事業は、組合員が生産した米・麦の農産物及び全農等から委託された農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

加工事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・組合員が生産した米を精米加工し、利用者に販売する事業
- ・葬祭センターで葬儀をする際に使用する生花を加工し、利用者に販売する事業
- ・組合員が生産した農産物等を原料にみそ、米粉パン、お弁当等を製造し、利用者に販売する事業

当組合は、利用者等との契約に基づき、加工または製造した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 葬祭事業

葬祭事業は、葬儀に必要な祭壇や幹旋品を購入し、組合員等へ供給及び葬祭施設において主に葬儀の執行を請け負う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ カントリー事業

カントリー事業は、米麦の乾燥調整施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成・小規模多機能介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ その他事業

その他事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

・育苗事業

水稲、野菜の苗を播種・育苗し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

・健康増進事業

温泉施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。(健康増進事業は、令和4年3月31日をもって終了しました。)

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は百万円未満または千年未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満または千年未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

二 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日 以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) L Pガスに関する収益認識

購買事業におけるL Pガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

(3) 米買取販売事業における支払奨励金の会計処理

米買取販売事業において、生産者等に対して支払う各種奨励金等は、従来、販売事業費用として計上しておりましたが、生産者へ支払われる対価と認められる場合は取引価格を調整する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方

針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、5,733千円増加しています。また、当事業年度の事業収益が524,744千円、事業費用が526,817千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が2,073千円それぞれ増加しています。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

三 会計上の見積りに関する注記

該当する事項はありません。

四 誤謬の訂正に関する注記

前事業年度において、減損損失計上時に貸借対照表の「再評価に伴う繰延税金負債」の取崩及び損益計算書の「法人税等調整額」の計上、貸借対照表の「土地再評価差額金」の取崩及び損益計算書末尾への「土地再評価差額金取崩額」の計上が行われていませんでした。

当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産額に反映されています。

この結果、当事業年度の期首における純資産額は44,597千円増加しています。

五 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,707,899千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	697,491千円
機械装置	530,634千円
土地	120,033千円
その他の有形固定資産	351,338千円
無形固定資産	6,550千円
雑資産(リース)	1,853千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金	3,000,000千円
------	-------------

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	434,066千円
子会社等に対する金銭債務の総額	68,392千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額	154,407千円
-------------------	-----------

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更正債権及びこれらに準ずる債権額は415,921千円、危険債権額は113,518千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更正債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありませぬ。貸出条件緩和債権額は3,358千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は532,797千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,997,537千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

六 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	14,854千円
うち事業取引高	14,854千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,005千円
うち事業取引高	60,004千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条総合相談センター、直売所、めぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、農機具センター、福祉施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
橘支所・神戸支所	営業用店舗	土地	
氷見支所・禎瑞支所	営業用店舗	土地	
古川給油所	営業用店舗	土地	
武丈の湯	営業用店舗	土地	
旧新堀支所	賃貸資産	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

橘支所・神戸支所、氷見支所・禎瑞支所については、営業収支は黒字であります。令和4年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

武丈の湯は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、令和4年3月末をもって閉館したことにより、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

橘支所・神戸支所	23,025千円 (土地	23,025千円)
氷見支所・禎瑞支所	9,718千円 (土地	9,718千円)
古川給油所	2,769千円 (土地	2,769千円)
武丈の湯	4,927千円 (土地	4,927千円)
旧新堀支所	7,240千円 (土地	7,240千円)
合 計	47,681千円 (土地	47,681千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

七 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交

換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下降したものと想定した場合には、経済価値が135,718千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	124,105,130	124,106,475	1,344
有価証券	2,300,230	2,300,230	—
その他の有価証券	2,300,230	2,300,230	—
貸出金	25,812,143		
貸倒引当金(*1)	△293,707		
貸倒引当金控除後	25,518,436	26,527,244	1,008,808
資産計	151,923,796	152,933,949	1,010,153
貯金	150,982,776	151,024,022	41,245
負債計	150,982,776	151,024,022	41,245

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格を時価としています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなして
います。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フロー
をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額と
して算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれ
ていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	4,813,249

(*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	124,105,130					
有価証券 その他有価証券の 内満期があるもの						2,000,000
貸出金(*1、2)	1,818,183	1,504,591	1,587,236	1,615,352	1,225,357	17,953,101
合計	125,923,314	1,504,591	1,587,236	1,615,352	1,225,357	19,953,101

(*1) 貸出金のうち、当座貸越167,833千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについ
ては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等108,319千円は償還の予定が見込まれな
いため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	144,242,435	2,419,909	3,942,193	137,220	114,978	126,038
合計	144,242,435	2,419,909	3,942,193	137,220	114,978	126,038

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。

八 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれ
らの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	2,300,230	1,999,061	301,168

*なお、上記差額から繰延税金負債83,303千円を差し引いた額217,865千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

九 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。
また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連
合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退
職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 342,179千円
退職給付費用	44,674千円
年金制度への拠出金	△ 50,454千円
前払年金費用	△ 347,959千円

3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,154,942千円
年金資産	△ 1,502,901千円
前払年金費用	△ 347,959千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	44,674千円
----------------	----------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合
を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林
共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担
金21,820千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の
将来見込額は、224,453千円となっています。

十 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	61,948千円
役員退職給与引当金	10,470千円
未収貸付金利息	2,977千円
部会繰越金否認	9,222千円
賞与引当金	7,430千円
減価償却超過額	85,415千円
減損損失	41,508千円
資産除去債務	8,888千円
その他	10,446千円
繰延税金資産小計	238,307千円
評価性引当額	△186,232千円
繰延税金資産合計(A)	52,074千円

繰延税金負債

有形固定資産(資産除去債務)	△1,023千円
前払年金費用	△96,245千円
その他有価証券評価差額金	△83,303千円
繰延税金負債合計(B)	△180,572千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△128,497千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.46
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.32
住民税均等割等	1.84
評価性引当額の増減	△9.82
その他	1.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.85%

十一 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

十二 その他の注記

1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当事業年度におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(借手側)

(1) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は18,492千円です。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,857千円
受取利息相当分	△1,640千円
合計	16,216千円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	2,768千円	2,768千円	2,768千円	2,768千円	2,105千円	4,680千円

十三 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結される範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等…1社

株式会社エス・エイ・シー

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、連結決算日と一致しています。

3. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

4. 連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

十四 連結キャッシュ・フローに関する注記

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	124,736百万円
定期預金及び譲渡性預金	123,265百万円
現金及び現金同等物	1,471百万円

前年度(2年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) 子会社……………移動平均法による原価法

(2) 有価証券

①時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料、農薬)……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(大型農機)……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外)……………売価還元法による低価法

その他の棚卸資産……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先債権に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額

を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は百万円未満または千年未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満または千年未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項について、その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

二 表示方法の変更に関する注記

1. 会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

三 会計上の見積りに関する注記

該当する事項はありません。

四 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,283,782千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	370,990千円
機械装置	501,379千円
土地	67,218千円
その他の有形固定資産	344,194千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金	3,010,000千円
------	-------------

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	468,093千円
子会社等に対する金銭債務の総額	70,989千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額	192,252千円
-------------------	-----------

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は5,765千円、延滞債権額は566,737千円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。貸出金のうち3カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,546千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は582,048千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,591,540千円

●同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

五 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	15,527千円
うち事業取引高	15,527千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,007千円
うち事業取引高	60,006千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産(賃貸資産と遊休資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条総合相談センター、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、農機具センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
橋支所・神戸支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、 その他の有形固定資産、無形固定資産	
氷見支所・禎瑞支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、 その他の有形固定資産	
いずみの里	営業用店舗	土地、その他の有形固定資産	
武丈の湯	営業用店舗	土地、建物、機械装置	
武丈の里	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
古川給油所	営業用店舗	土地、機械装置	
旧新堀支所	賃貸資産	土地、建物、無形固定資産	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

橋支所・神戸支所、氷見支所・禎瑞支所については、営業収支は黒字であります。令和4年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

いずみの里、武丈の湯、武丈の里、古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場 所	合 計	うち 土地	うち 建物	うち 機械装置	うち その他の有形固定資産	うち 無形固定資産
橋支所・神戸支所	108,824	87,664	18,425	4	2,697	31
氷見支所・禎瑞支所	83,170	64,290	18,033	662	183	-
いずみの里	26,278	25,950	-	-	327	-
武丈の湯	84,389	75,887	5,540	2,961	-	-
武丈の里	5,078	2,474	2,538	-	64	-
古川給油所	2,081	1,750	-	330	-	-
旧新堀支所	14,130	10,351	3,706	-	-	72
合 計	323,954	268,368	48,245	3,960	3,274	104

(4) 回収可能価額の算定方法

橋支所・神戸支所及び氷見支所・禎瑞支所の固定資産の回収可能金額については使用価値を使用しており、適用した割引率は3.123%です。

その他の各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

六 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債権等の有価証券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理

的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.07%下降したものと想定した場合には、経済価値が113,294千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	126,576,419	126,578,594	2,174
有価証券	2,346,240	2,346,240	—
その他の有価証券	2,346,240	2,346,240	—
貸出金	25,313,372		
貸倒引当金(*1、2)	△ 314,380		
貸倒引当金控除後	24,998,991	26,319,691	1,320,700
資産計	153,921,650	155,244,525	1,322,874
貯金	153,144,407	153,202,543	58,136
負債計	153,144,407	153,202,543	58,136

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
(*2) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金20,201千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負 債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	4,815,249

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	126,576,419					
有価証券 その他有価証券の内満期があるもの						2,000,000
貸出金(*1、2)	1,965,378	1,479,669	1,384,433	1,468,719	1,502,759	17,351,337
合計	128,541,797	1,479,669	1,384,433	1,468,719	1,502,759	19,351,337

(*1) 貸出金のうち、当座貸越189,144千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等140,872千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	142,527,072	7,924,279	2,249,834	202,902	104,235	136,085
合計	142,527,072	7,924,279	2,249,834	202,902	104,235	136,085

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。

七 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	2,346,240	1,998,975	347,264

*なお、上記差額から繰延税金負債96,053千円を差し引いた額251,210千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、外部出資株式1,999千円の減損処理を行っています。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

八 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 23,438千円
合併による増加額	△ 218,463千円
退職給付費用	△ 26,688千円
退職給付の支払額	△ 15,574千円
年金制度への拠出金	△ 58,014千円
前払年金費用	△ 342,179千円

3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,140,506千円
年金資産	△ 1,482,686千円
前払年金費用	△ 342,179千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△ 26,688千円
----------------	------------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,999千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、251,301千円となっています。

九 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	68,181千円
役員退職給与引当金	15,982千円
未収貸付金利息	2,748千円
部会繰越金否認	8,300千円
賞与引当金	7,480千円
減価償却超過額	92,339千円
減損損失	41,774千円
資産除去債務	9,097千円
その他	16,730千円
繰延税金資産小計	262,635千円
評価性引当額	△ 207,985千円
繰延税金資産合計(A)	54,650千円
繰延税金負債	
有形固定資産(資産除去債務)	△ 1,299千円
前払年金費用	△ 94,646千円
その他有価証券評価差額金	△ 96,053千円
繰延税金負債合計(B)	△ 191,999千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 137,349千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当事業年度は税引前当期損失となっているため、記載を省略しています。

十 その他の注記

1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当事業年度におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(借手側)

(1) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は29,271千円です。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,325千円
受取利息相当分	△ 1,391千円
合計	15,934千円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	2,468千円	2,468千円	2,468千円	2,468千円	2,468千円	4,985千円

十一 合併に関する注記

当事業年度において、合併対象資産の全部について、当該合併直前の帳簿価額を付す合併が行われています。

1. 被合併組合の名称 新居浜市農業協同組合
2. 合併の目的 合併を通じて、2JAが持つ経営資源を有効かつ有機的に活用し「健全で堅固なJA経営」を確立し、安定的かつ高水準の総合事業活動を継続的に提供し、組合員及び地域の皆さまが安心して暮らせる地域社会づくりに貢献する。
3. 合併日 令和2年11月1日
4. 合併存続組合の名称 西条市農業協同組合
(合併後 えひめ未来農業協同組合に名称変更)
5. 合併比率及び算定方法 1対1の対等合併
6. 出資1口当たりの金額 1,000円
7. 被合併組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳
資 産 90,903,685千円(うち預金 73,623,254千円、うち有価証券 2,366,850千円、
うち貸出金 7,939,514千円、うち経済事業未収金 47,070千円)
負 債 84,708,266千円(うち貯金 83,363,220千円)
純資産 6,195,419千円(うち出資金 837,903千円)
なお、これらについては帳簿価額で処理しており、会計処理も統一しています。

十二 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結される範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等…1社
株式会社エス・エイ・シー

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、連結決算日と一致しています。

3. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

4. 連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

十三 連結キャッシュ・フローに関する注記

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	127,276百万円
定期預金及び譲渡性預金	125,875百万円
現金及び現金同等物	1,401百万円

(9) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	3年度	2年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	385	383
2 資本剰余金増加高	—	2
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	385	385
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	6,647	2,732
2 利益剰余金増加高	270	4,036
当期剰余金	193	—
再評価差額金取崩	76	974
合併による増加	—	3,062
3 利益剰余金減少高	20	121
当期損失金	—	94
配当金	20	27
4 利益剰余金期末残高	6,897	6,647

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位:千円)

区 分	3年度	2年度	増減
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	408,183	401,947	6,236
危険債権額	110,662	170,555	△ 59,893
要管理債権額	3,357	9,546	△ 6,189
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	3,357	9,546	△ 6,189
小 計	522,202	582,048	△ 59,846
正常債権額	25,302,680	24,724,188	578,492
合 計	25,824,882	25,306,236	518,646

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区 分	項 目	3年度	2年度
信用事業	事業収益	1,241	883
	経常利益	384	197
	資産の額	152,492	154,453
共済事業	事業収益	634	480
	経常利益	131	94
	資産の額	0	0
農業関連事業	事業収益	2,408	2,373
	経常利益	△ 141	△ 6
	資産の額	—	—
その他事業	事業収益	926	986
	経常利益	△ 70	△ 12
	資産の額	582	571
計	事業収益	5,209	4,722
	経常利益	305	273
	資産の額	153,074	155,024

2. 連結自己資本の充実の状況

◇ 連結自己資本比率の状況

4年3月末における連結自己資本比率は、16.10%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	えひめ未来農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,124百万円 (前年度1,949百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	3年度	2年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,268,056	8,860,026
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,510,825	2,335,177
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	6,799,855	6,563,905
うち、外部流出予定額(△)	20,147	27,416
うち、上記以外に該当するものの額	△ 22,478	△ 11,640
コア資本に算入される評価・換算差額等	0	0
うち、退職給付に係るものの額	0	0
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,671	15,315
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,671	15,315
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	295,132	457,243
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,567,860	9,332,585
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10,668	13,844
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10,668	13,844
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
退職給付に係る資産の額	347,959	342,179
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0

項目	3年度	2年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	358,627	356,024
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,209,232	8,976,561
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	53,154,095	53,666,551
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,279,251	3,386,987
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,279,251	3,386,987
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,027,305	3,508,651
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	57,181,401	57,175,202
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.10	15.70

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスクアセット	3年度			2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	631	-	-	699	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	-	-	2,002	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	127	-	-	139	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	124,118	24,823	993	126,617	25,323	1,012
法人等向け	1,568	1,363	55	2,489	2,275	91
中小企業等向け及び個人向け	780	442	18	1,313	788	31
抵当権付住宅ローン	4,347	1,505	60	4,079	1,410	56
不動産取得等事業向け	1,287	1,281	51	97	97	3
三月以上延滞等	122	38	2	131	46	1
取立未済手形	13	2	0	12	2	0
信用保証協会等保証付	15,688	1,559	62	14,816	1,472	58
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	349	349	14	349	349	13
うち出資等のエクスポージャー	349	349	14	349	349	13
うち重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
上記以外	11,990	18,507	740	11,961	18,513	740
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	4,463	11,159	446	4,463	11,159	446
うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
うち上記以外のエクスポージャー	7,526	7,347	294	7,498	7,353	294
証券化	-	-	-	-	-	-
うちSTC要件適用分	-	-	-	-	-	-
うち非STC適用分	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-

信用リスクアセット	3年度			2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちロックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されるもの の額	—	3,279	131	—	3,386	135
他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポ ージャー別計	163,028	53,154	2,126	164,711	53,666	2,146
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポ ージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	163,028	53,154	2,126	164,711	53,666	2,146
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額	所要自己 資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額	所要自己 資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%	
	4,027	161	3,508	140		
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	57,181	2,287	57,175	2,287		

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
 $\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位:百万円)

区分	3年度					2年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	163,028	25,839	2,002	0	122	164,926	25,327	2,002	-	131
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	163,028	25,839	2,002	0	122	164,926	25,327	2,002	-	131
法人	農業	719	719	-	-	729	729	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	385	385	-	-	363	363	-	-	-
	鉱業	54	54	-	-	18	18	-	-	-
	建設・不動産業	2,620	2,590	-	-	3,000	2,970	-	-	2
	電気・ガス・熱供給・水道業	55	55	-	-	29	29	-	-	-
	運輸・通信業	291	291	-	-	294	294	-	-	-
	金融・保険業	128,719	12	-	-	131,218	13	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,173	964	-	-	1,143	934	-	-	6
	日本国政府・地方公共団体	2,205	203	2,002	-	2,196	194	2,002	-	-
上記以外	1,094	1,094	-	-	10	920	920	-	-	-
個人	19,750	19,467	-	-	106	19,145	18,857	-	-	122
その他	5,958	-	-	-	-	5,866	-	-	-	-
業種別残高計	163,028	25,839	2,002	-	122	164,926	25,327	2,002	-	131
残存期間別残高計	163,028	25,839	2,002	-	122	164,926	25,327	2,002	-	131
1年以下	124,298	179	-	-	-	126,934	316	-	-	-
1年超3年以下	671	671	-	-	-	488	488	-	-	-
3年超5年以下	1,104	1,104	-	-	-	1,118	1,118	-	-	-
5年超7年以下	1,125	1,125	-	-	-	1,057	1,057	-	-	-
7年超10年以下	1,247	1,247	-	-	-	1,468	1,468	-	-	-
10年超	23,210	21,207	2,002	-	-	22,461	20,459	2,002	-	-
期限の定めのないもの	11,370	302	-	-	-	11,398	418	-	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

区分	3年度				2年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	14	4	-	14	4	11	14	-	11	14
個別貸倒引当金	311	299	-	311	299	330	311	19	311	311

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位:百万円)

区分	3年度						2年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	311	299	-	311	299	-	330	311	19	311	311	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	311	299	-	311	299	-	330	311	19	311	311	-	
法人	農業	3	3	-	3	3	-	-	3	-	-	3	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	16	-	-	16	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	177	174	-	177	174	-	211	177	-	211	177	-
	金融・保険業	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	6	6	-	6	6	-	7	6	-	7	6	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	123	104	-	123	104	-	95	123	19	95	123	19	
業種別計	311	299	-	311	299	-	330	311	19	311	311	19	

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位:百万円)

区分	リスク・ウェイト	3年度			2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	3,265	3,265	-	3,378	3,378
	2%	-	-	-	-	-	-
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	15,597	15,597	-	14,725	14,725
	20%	-	124,132	124,132	-	126,630	126,630
	35%	-	4,306	4,306	-	4,038	4,038
	50%	-	31	31	-	32	32
	75%	-	593	593	-	1,068	1,068
	100%	-	13,869	13,869	-	13,712	13,712
	150%	-	46	46	-	47	47
250%	-	4,463	4,463	-	4,463	4,463	
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	166,307	166,307	-	168,098	168,098	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:百万円)

区 分	3年度			2年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	4	0	-	7	0	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	4	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	9	0	-	7	0	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産（固定資産等）が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価 (単位:百万円)

	3年度		2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	4,813	4,813	4,813	4,813
合 計	4,813	4,813	4,813	4,813

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
該当はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当はありません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,222	1,329	102	88
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,214	1,294		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,222	1,329		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額		9,209		8,975

3. 財務諸表の正確性等にかかる確認

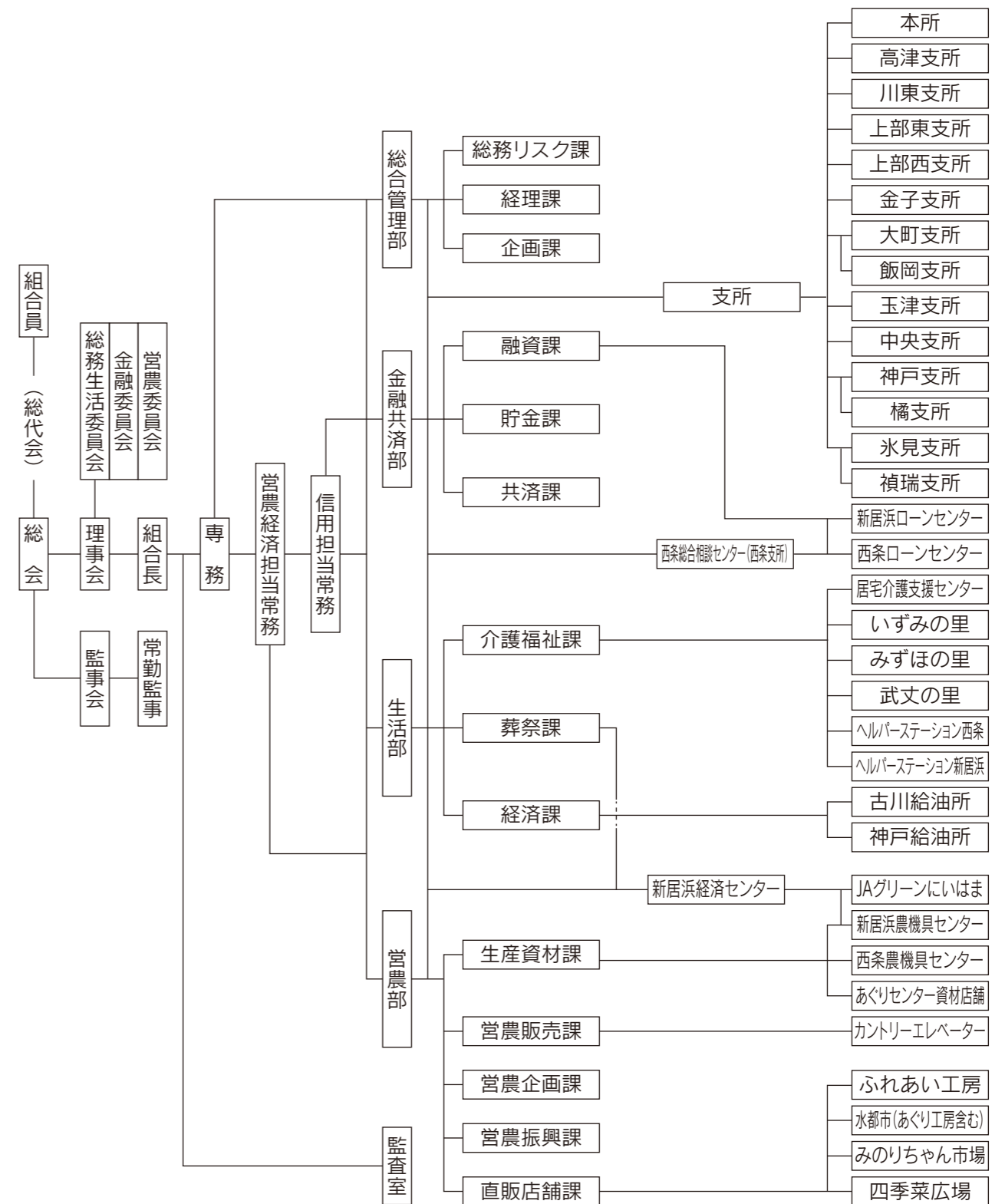
確認書

- 私は、当JAの3年4月1日から4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

4年7月19日
えひめ未来農業協同組合
代表理事組合長 加藤 尚

【JAの概要】

1. 機構図(4年7月現在)



2. 役員構成(役員一覧)

(4年7月現在)

役 職	氏 名	役 職	氏 名
代表理事組合長	加藤 尚	理 事	宇佐美 金正
代表理事専務	保利 公洋	理 事	松本 真一郎
常務理事	岡部 成彦	理 事	丹 安弘
常務理事	久岡 幸男	理 事	加藤 卓雄
理 事	岡田 朗	理 事	石川 篤志
理 事	近藤 孝志	理 事	伊藤 津好
理 事	園部 克志	理 事	宮崎 桂一
理 事	佐光 正裕	理 事	井下 ちづる
理 事	伊藤 俊一	理 事	三船 一良
理 事	藤田 理	理 事	津島 美智子
理 事	原 英俊	理 事	高橋 豊重
理 事	藤田 賢市	代 表 監 事	神野 師算
理 事	村上 嘉一	常 勤 監 事	高木 千香
理 事	渡邊 勝俊	監 事	一色 信之
理 事	片上 忍	監 事	横川 達良
理 事	越智 文雄	監 事	大隆 政子
理 事	上路 利春	監 事	黒河 安徳

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(4年7月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町 14階

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	3年度	2年度	増減
正 組 合 員	5,656	5,858	△ 202
個 人	5,637	5,842	△ 205
法 人	19	16	3
准 組 合 員	18,310	18,311	△ 1
個 人	18,290	18,290	0
法 人	20	21	△ 1
合 計	23,966	24,169	△ 203

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
運 営 委 員 会	564	白 ね ぎ 部 会	19
女 性 部	1,221	里 芋 部 会	85
い ず み の 会	62	な す 部 会	14
年 金 友 の 会	11,777	と き め き 水 都 市	730
青 農 く ら ぶ	137	た ま ね ぎ 部 会	13
稲 作 部 会	510	ハ ウ ス 部 会	1
麦 作 部 会	54	一 寸 蚕 豆 部 会	8
ほ う れ ん 草 部 会	16	キ ュ ウ リ 部 会	8
い ち ご 部 会	17	果 樹 部 会	69
七 草 部 会	14	畜 産 部 会	2
青 ね ぎ 部 会	6	あ か が ね 市 部 会	289

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当はありません。

7. 地区一覧

新居浜市(別子山を除く)、西条市明屋敷、荒川、安知生、安知生新開、飯岡、市之川、大浜、大保木、大町、神拝、喜多川、黒瀬、栄町、坂元、下島山、新田、洲之内、千町、大師町、玉津、朔日市、津越、禎瑞、天神、兎之山、中奥、中西、中西新開、中野、鍋倉新開、櫛木、西相生、西泉、西泉西新開、西泉東新開、西田、西田新開、西田西新開、西之川、野々市、早川、ひうち、東相生、東之川、東町、樋之口、氷見、氷見石岡新開、氷見西新開、氷見東新開、氷見南新開、福武、藤之石、船屋、古川、保野、本町、丸野、港、明神木区域

8. 沿革・あゆみ

昭和 40年 11月 1日 西条市内8農協が合併し、西条市農業協同組合発足
 昭和 41年 3月 本所運営委員会設立
 昭和 43年 10月 交通事故相談業務開始
 昭和 45年 10月 神戸給油所落成
 昭和 46年 10月 古川給油所落成
 昭和 50年 3月 禎瑞醸造工場落成
 昭和 50年 10月 合併10周年記念式典、貯金100億円達成
 昭和 51年 12月 神戸野菜集出荷場落成
 昭和 52年 9月 神戸低温農業倉庫落成
 昭和 53年 12月 玉津いちご集出荷場落成
 昭和 54年 11月 本所会館新築落成
 昭和 54年 12月 結婚式場オープン
 昭和 55年 8月 貯金業務オンラインシステム開通
 昭和 55年 11月 プロパンガス全戸利用運動展開
 昭和 57年 5月 営農センター（アグリセンター）落成
 昭和 58年 12月 長期共済保有契約高1,000億円突破、貯金200億円達成
 昭和 59年 5月 第1回農協まつり
 昭和 59年 9月 現金自動支払機（CD）本所設置
 昭和 60年 9月 本所および各支所（飯岡、玉津、神戸、橘、氷見、禎瑞）に現金自動取引機（ATM）設置、合併20周年記念大会
 昭和 61年 8月 青壮年部設立
 昭和 62年 12月 暮らしの協同運動開始
 平成 2年 5月 カントリーエレベーター落成、稼働
 平成 2年 12月 貯金300億円達成
 平成 3年 3月 青空100円市始まる
 平成 4年 4月 培養土製造施設（ホワイトセンター）落成
 結婚式場を「WeddingHallはなゆい」に改称
 平成 5年 3月 水稲・野菜育苗施設（グリーンセンター）落成
 平成 6年 6月 古川給油所新装オープン
 平成 7年 10月 野菜直販所「ときめき水都市本店」オープン
 平成 7年 11月 合併30周年記念式典
 平成 8年 3月 葬祭センターオープン
 平成 8年 4月 合併30周年記念「瀬川瑛子ショー」
 平成 8年 10月 野菜直販所「ときめき水都市飯岡店」オープン
 平成 9年 1月 「西条市農業協同組合三十年史」刊行
 平成 9年 4月 神戸給油所新築落成
 平成 9年 11月 長期共済保有契約高2,000億円突破
 平成 10年 1月 野菜直販所「ときめき水都市新居浜店」オープン
 平成 10年 4月 年金友の会ドリームフェスタ' 3000開催
 野菜直販所「ときめき水都市喜光地店」オープン
 平成 10年 7月 株式会社エス・エイ・シー設立
 平成 11年 3月 J A西条・J Aおおまち合併予備契約調印式
 J A西条助け合い組織「いずみの会」設立
 野菜直販所「ときめき水都市松山店」オープン
 平成 11年 7月 J A西条・J Aおおまち合併、新「西条市農業協同組合」発足
 総合葬祭式場「ルミエール西条」新築落成
 平成 12年 4月 高齢者福祉事業スタート
 平成 12年 9月 デイサービスセンター「いずみの里」落成
 平成 13年 4月 野菜直販所「ときめき水都市松山天山店」オープン
 平成 13年 12月 健康増進施設「武丈の湯」オープン
 平成 14年 4月 神拝・新堀支所が統合。中央支所に名称変更
 平成 15年 3月 J A西条福祉センターオープン
 野菜直販所「ときめき水都市今治喜田村店」オープン
 平成 15年 4月 加茂・大保木支所を神戸支所へ統合

平成 15年 11月 野菜直販所「ときめき水都市馬越店」オープン
 平成 15年 12月 分析センター落成式
 平成 16年 11月 総合葬祭式場「ルミエール法要会館」新築落成
 平成 16年 12月 総合葬祭式場「ルミエールあずま会館」新築落成
 平成 17年 3月 野菜直販所「ときめき水都市立花鳥生店」オープン
 野菜直販所「ときめき水都市立花郷店」オープン
 平成 17年 10月 野菜直販所「ときめき水都市新居浜中萩店」オープン
 野菜直販所「ときめき水都市新居浜金子店」オープン
 平成 17年 12月 総合葬祭式場「ルミエールいしづち会館」新築落成
 平成 18年 6月 野菜直販所「ときめき水都市新居浜西原店」オープン
 平成 18年 9月 野菜直販所「ときめき水都市新居浜店」新装オープン
 平成 18年 11月 あぐり工房リニューアルオープン
 平成 19年 5月 野菜直販所「ときめき水都市多喜浜店」オープン
 平成 20年 10月 野菜直販所「ときめき水都市本店・武丈店」リニューアルオープン
 平成 23年 8月 新営農センターオープン
 平成 23年 10月 農機具センターオープン
 平成 25年 5月 女性部加工施設「ふれあい工房」オープン
 平成 25年 6月 ローン相談センターオープン
 平成 25年 7月 野菜直販所「ときめき水都市紺屋店みのりちゃん市場」オープン
 平成 26年 1月 デイサービスセンター「みずほの里」落成
 平成 26年 5月 総合葬祭式場「思恩」新築落成
 平成 27年 5月 加工業務用玉ねぎ倉庫稼働
 平成 28年 7月 小規模多機能型居宅介護施設「武丈の里」落成
 令和 2年 11月 J A西条・J A新居浜市合併、新「えひめ未来農業協同組合」発足
 令和 4年 3月 健康増進施設「武丈の湯」閉館
 令和 4年 4月 農産物直売所「ときめき水都市」リニューアルオープン

9. 店舗等のご案内

(4年7月現在)

施設名	住所	電話番号	ATM設置台数
本館	〒792-0804 新居浜市田所町3-63	0897-37-1004	
新居浜ローンセンター	〒792-0804 新居浜市田所町3-63	0897-37-8739	
直売所あかがね市「四季菜広場」	〒792-0804 新居浜市田所町3-63	0897-31-0181	
本所	〒792-0804 新居浜市田所町3-63	0897-34-0856	1台
高津支所	〒792-0867 新居浜市高津町12-29	0897-34-5409	1台
川東支所	〒792-0881 新居浜市松神子1-2-35	0897-46-1888	1台
上部東支所	〒792-0823 新居浜市外山町15-37	0897-41-0823	1台
上部西支所	〒792-0050 新居浜市萩生1168-1	0897-41-0821	1台
金子支所	〒792-0025 新居浜市一宮町1-9-20	0897-35-3133	1台
新居浜経済センター	JAグリーンにいほま (営農資材/生活資材)	〒792-0812 新居浜市坂井町3-10-40	0897-41-7016
	(共販/営農指導/育苗)		0897-41-5701
	(住宅)		0897-41-7607
	(葬祭/観光)		0897-41-0983
	(生活指導)		0897-41-7016
	(燃料(LPガス))		0897-41-8215
	(ヘルパーステーション新居浜)		0897-47-5900
	農機具センター		0897-41-7600
食配直通電話	0897-41-0800 フリーダイヤル0120-340801		
西条総合相談センター	〒793-0041 西条市神拝甲478-1	0897-56-1800	
西条ローンセンター	〒793-0041 西条市神拝甲478-1	0897-56-1800	
はなゆい	〒793-0041 西条市神拝甲478-1	0897-56-1818	
あぐりセンター	〒793-0052 西条市中西新開111-1	0897-56-9000	1台
西条支所	〒793-0041 西条市神拝甲478-1	0897-56-1800	1台
飯岡支所	〒793-0010 西条市飯岡2258	0897-56-2767	1台
玉津支所	〒793-0027 西条市朔日市143-1	0897-56-1331	1台
中央支所	〒793-0041 西条市神拝甲500-1	0897-56-3065 0897-56-3071	1台
神戸支所	〒793-0053 西条市洲之内甲163	0897-56-3770	1台
橘支所	〒793-0065 西条市櫛木138-2	0897-57-9234	1台
氷見支所	〒793-0072 西条市氷見乙989-1	0897-57-9011	1台
禎瑞支所	〒793-0061 西条市禎瑞1033	0897-56-1180	1台
大町支所	〒793-0030 西条市大町200-4	0897-56-5111	1台
神戸給油所	〒793-0053 西条市洲之内甲163-3	0897-56-5000	
古川給油所	〒793-0044 西条市古川甲297-2	0897-55-4186	
居宅介護支援センター	〒793-0030 西条市大町200-1	0897-52-1500	
ヘルパーステーション西条			
デイサービスセンター いずみの里	〒793-0030 西条市大町200-6	0897-52-1600	
デイサービスセンター みずほの里	〒793-0061 西条市禎瑞1033	0897-56-3100	
小規模多機能型居宅介護施設 武丈の里	〒793-0030 西条市大町980-4	0897-55-2101	
西条農機具センター	〒793-0052 西条市中西新開60	0897-56-1805	
プロパンガス	〒793-0041 西条市神拝甲478-1	0897-56-9050	
カントリーエレベーター	〒793-0052 西条市中西新開60	0897-55-5770	

施設名	住所	電話番号	ATM設置台数
グリーンセンター	〒793-0063 西条市西泉東新開1-1	0897-56-8118	
ホワイトセンター	〒793-0063 西条市西泉甲101	0897-57-6112	
神戸野菜集出荷場	〒793-0053 西条市洲之内甲343-1	0897-55-8133	
直販所ときめき水都市	〒793-0041 西条市神拝甲487-4	0897-53-6790	
食配(ひめライス・みそ)	〒793-0041 西条市神拝甲487-4	0897-55-1200 フリーダイヤル0120-801201	
こめっこぼん。あぐり工房	〒793-0041 西条市神拝甲487-4	0897-53-6790	
直販所みのりちゃん市場	〒793-0025 西条市栄町260	0897-53-7333	
ふれあい工房	〒793-0041 西条市神拝甲487-1	0897-55-0160	

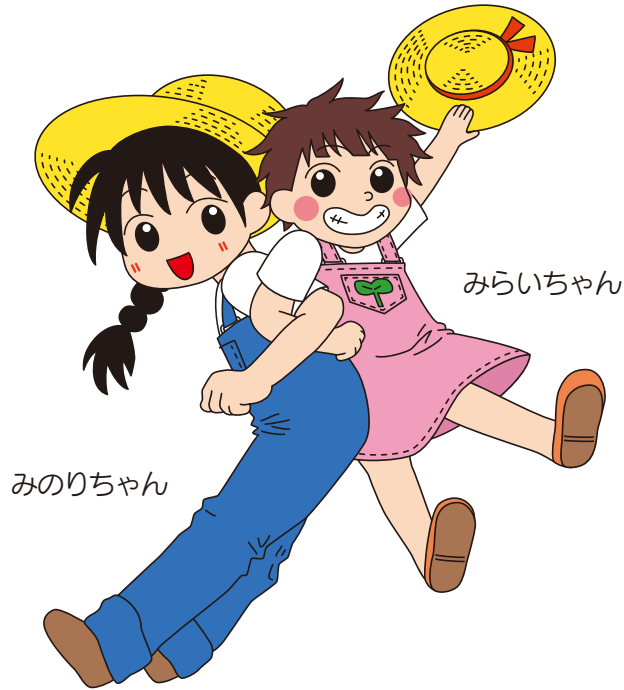
●関連施設●

総合葬祭式場 ルミエール西条	〒793-0030 西条市大町937-1	0897-56-2500	
----------------	----------------------	--------------	--

MEMO

DISCLOSURE 2022
J A えひめ未来の現況

発行 令和4年7月
編集 えひめ未来農業協同組合 総務リスク課
〒792-0804 新居浜市田所町3-63
TEL (0897) 37-1004
印刷所 東田印刷株式会社



JAえひめ未来キャラクター



JAえひめ未来
JA EHIME MIRAI

〒792-0804 愛媛県新居浜市田所町3-63
TEL(0897)37-1004 / FAX(0897)34-1185
<https://ja-ehimemirai.or.jp>